

平成19年11月宮崎県定例県議会
総務政策常任委員会会議録
平成19年12月17日～18日

場 所 第2委員会室

平成19年12月17日（月曜日）

午前10時1分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 平成19年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）
- 議案第4号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 当せん金付証票の発売について
- 議案第12号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第14号 職員の自己啓発等休業に関する条例
- 議案第15号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第16号 平成19年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）
- 請願第4号 高鍋土木事務所存続に関する請願
- 総合政策及び行財政対策に関する調査
- その他報告事項
 - ・総合政策本部の役割について
 - ・地方再生モデルプロジェクトについて
 - ・宮崎駅西口拠点施設整備事業について
 - ・宮崎県事業仕分け委員会について
 - ・平成20年4月1日付けの市町村への権限移譲について

出席委員（9人）

委員 長 中野 廣 明
 副委員 長 松村 悟 郎
 委員 員 中村 幸 一
 委員 員 星原 透

委員 黒木 覚 市
 委員 外山 衛
 委員 鳥飼 謙 二
 委員 河野 哲 也
 委員 川添 博

欠席委員（なし）
 委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総合政策本部

総合政策本部長 村社 秀 継
 総合政策本部次長 渡邊 亮 一
 総合政策課長 土持 正 弘
 秘書広報課長 緒方 哲
 統計調査課長 井黒 学
 広報企画監 高藤 和 洋

総務部

総務部長 渡辺 義 人
 総務部次長 吉瀬 和 明
 （総務・職員担当）
 総務部次長 宮田 廣 志
 （財務担当）
 危機管理局長 佐藤 勝 士
 部参事兼総務課長 米 良 剛
 部参事兼人事課長 岡村 巖
 財政課長 和田 雅 晴
 税務課長 後藤 文 雄
 総務事務センター課長 柄本 寛
 危機管理室長 日高 昭 二
 消防保安室長 押川 利 孝
 行政経営課長補佐 井手 義 哉

欠席委員（なし）
 委員外議員（なし）

事務局職員出席者

総務課主幹 黒田 渉
議事課主任主事 今村 左千夫

○中野委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程でありますがお手元に配付いたしております。

今回、議案及び報告事項がない部局につきましては、待機ということで考えております。

日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 それでは、そのように決定いたします。

なお、執行部職員の不在についてであります。総務部行政経営課の米原部参事兼課長が病気のため欠席する旨の不在届が提出されております。課長にかわり、井手課長補佐が説明及び答弁を行いますので、御了承いただきたいと思います。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時3分再開

○中野委員長 委員会を再開いたします。

所管事項に関する報告事項の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後にお願いいたします。

○村社総合政策本部長 本日は、総合政策本部から3つの事項について報告をさせていただきます。

たいと思います。

まず第1点目は、委員長のほうから特に御指示のありました総合政策本部の役割についてあります。

1ページをお開きいただきたいと思います。総合政策本部は、平成16年度の組織改正において設置されまして、県政の総合的な推進役としての機能を果たすという目的のもとで、(1)の分掌事務にありますように、県の総合的政策の企画及び調整に関する事項、2番目に、広報及び広聴に関する事項、3番目に統計に関する事項を主に所管いたしております。

組織といたしましては、(2)にありますように、本庁が総合政策課、秘書広報課、統計調査課の3課、出先が東京事務所と福岡事務所の2事務所となっております。職員数が108名で業務を行っているところでございます。今年度で4年目に入ったところでございますけれども、これまで当委員会でもさまざまな御意見がありましたように、本部の役割や機能といった面でさまざまな課題にも直面しているところでございます。

(3)にお示ししておりますように、1点目でございますが、各部局にまたがる新たな政策や行政課題、あるいは20年度重点施策や総合計画の各戦略などについて、どう連携・調整を図って推進していくかという点、あるいは2番目でございますように、限られた財源の中で、総合計画やそれに基づく各種施策をどう展開していくのかといった点、あるいは県内の出先機関を持っていない中で、地方再生の取り組みや地域が抱える横断的な課題等にどう対処していくかといったような点が課題でございます。

現行の組織の中で最大限の業務運営を行っているところでございますけれども、あわせて本

部組織のあり方についても検討を行っているところでございます。本日は、委員の皆様の忌憚のない御意見をお伺いできればというふうに思っているところでございます。

なお、次のページになりますけれども、これは参考までに、今年度の私のマニフェストを掲げさせていただきました。3ページの職務目標にありますように、細かく当部の職務を書いておりますわけですが、1番にありますように、総合計画の着実な推進、2番目にありますように、知事の政策ブレーン・サポート役としての機能強化、3番目にありますように、正確な統計調査をベースにした政策立案、4番目にありますように、広報広聴機能や県外事務所を活用した本県のPR、5番目にありますように、中長期的な視点に立った戦略の検討・実施となっているところでございます。

それから、5ページ以降に2件の報告事項を掲げてございます。地方再生プロジェクトと宮崎駅の西口の拠点施設整備事業でございますけれども、説明は担当課長のほうからさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

○土持総合政策課長 それでは、まず、地方再生モデルプロジェクトについて御説明申し上げます。同じく資料の5ページでございます。

このプロジェクトでございますけれども、国が、本県を含みます有効求人倍率0.7未満の8つの道県において、地域の活性化に寄与するプロジェクトを発掘・構築しまして、さまざまな支援施策を緊急かつ総合的に実施するものでございます。

2の経緯にありますけれども、去る10月30日に、国が地方再生モデルプロジェクトに取り組みます旨、発表を行ったことを受けまして、県

のほうで直ちに、県庁内、各市町村へ検討を依頼いたしました。あわせまして、9月に、地域再生計画の承認を受けておりました西臼杵3町、これを中山間地の代表ということで、また、地域再生計画の事前協議を行っておりました宮崎市、並びに鶴戸神宮の災害対応を検討しておりました日南市に対しまして、事業アドバイスを行ったところでございます。

結果といたしまして、他の市町村からの応募はございませんで、県のほうでは、当該市町と協議・調整を行いまして国に申請し、去る11月27日に、2件のプロジェクトとして国の採択を受けることとなったものでございます。

3に採択内容を記載しておりますけれども、①の西臼杵観光振興プロジェクトと②の青島再勢による観光活性化プロジェクト、この2件でございます。

まず、①の西臼杵観光振興プロジェクトでございますけれども、ポンチ絵が6ページにございますので、6ページをごらんいただきたいと思います。右側の図がございまして、このプロジェクトは、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町が実施主体となりまして、西臼杵と熊本・阿蘇地域との連携強化のため、熊本・阿蘇地域からのバスの実証運行、それから、管内の観光名所を回るデマンド型乗り合いタクシーの実証運行を行いますとともに、福岡、熊本、宮崎市内からのモニターツアーの実施、観光スポットを周遊する西臼杵フリーパスポートの試行など、こういったものを行うことによりまして、広域的な観光振興を図ろうというものでございます。

次に、青島再勢のほうでございますが、7ページになります。これも同じく、右側のほうをごらんいただきますと、図にございまして

に、このプロジェクトは宮崎市が実施主体となりまして、1つには、道の駅フェニックスの魅力をアップさせるために、イベント時に国道を歩行者天国とするため、山側に迂回路の整備を行いますとともに、日南市が実施主体となります、今年の台風で鶴戸神宮の参道脇のがけが広範囲にわたって崩壊しております鶴戸神宮の参道を整備することによりまして、青島地域というところと広くなり過ぎますが、そこの一帯の再生を図ろうというものでございます。

県といたしましては、引き続き、国、関係市町との連携を密にしながら、プロジェクトの円滑な推進を支援してまいりたいというふうに考えております。

次に、資料の9ページをお開きいただきたいと思います。宮崎駅西口拠点施設整備事業についてでございます。

1の事業概要でございますが、整備場所は宮崎駅の西口側、ギャゼット、デサキデポ等が進出している区画でございます。現在は駐車場として利用されております。敷地面積は約1万平方メートルでございます。県と市の所有地でございます。1の(3)に記載しておりますとおり、10月末に、宮崎市の宮崎駅西口拠点施設整備事業提案協議審査委員会というものが開催されまして、宮崎商工会議所を初め、雲海酒造株式会社、米良電機産業株式会社から成ります商工会議所グループが施設整備の交渉権者ということで決定をされたところでございます。

2に経緯を載せておりますけれども、平成17年の8月に、宮崎市が宮崎駅西口拠点施設検討委員会を設置いたしまして、県も参画をいたしまして、土地の活用策について検討を行ったところでございます。

そこで、西口に求められる機能としまして

は、宮崎の陸の玄関口にふさわしく、交通利便性の向上や集客力の向上、さらには周辺の商業施設と連携した商業機能の向上、こういったものを図る観点から、バスセンターとか駐車場、物産PR・販売、観光案内などの機能が必要であること、また、施設の整備手法といたしましては、県や市の財政状況を勘案いたしますと、公共施設を核とした整備は困難でございます、民間事業を核とした施設整備を想定することとしたところでございます。

さらに、平成18年9月には、宮崎市と協議を行いまして、西口用地の活用は市の中心市街地活性化対策の問題でもございますので、市のほうが中心となって取り組むことを確認したところでございます。

このような整理を踏まえまして、宮崎市が宮崎駅西口拠点施設整備事業に係る提案コンペの募集要項を策定いたしまして、ことし4月にその説明会を開催いたしました。そして、去る8月末に設定されました募集期間内に2グループの応募があったところでございます。その後、都市計画、建築、法律、マーケティング等の専門家で構成されました、冒頭申し上げましたけれども、審査委員会が開催をされまして、10月末に商工会議所グループが交渉権者として決定されたところでございます。

10ページをお開きいただきたいと思います。敷地全体の計画図でございます。赤い線で囲んである部分が整備場所であります。式番館と駐車場等の建設予定地が県有地、壱番館とバスの乗降場の建設予定地が市有地になります。

右側の11ページをごらんいただきたいと思います。施設の全景、屋内のイメージパース、こういったものはごらんのとおりでございます。その下の施設内容でございますけれども、表の

一番下に、土地の所有ということで、市有地、県有地というふうに記載しておりますけれども、その県有地の上でございますが、コールセンターや物販、飲食等の施設が入る式番館と駐車場等が建設される予定でございます。また、市有地の上には、バスセンターや観光案内施設、業務用オフィス等が入る壺番館、こちらが建設される予定でございます。

2に、今後の事業スケジュールがございますけれども、今年度内に交渉権者と覚書の交換を行いまして、その後、基本設計、実施設計等を経まして、平成21年4月ごろに建設工事に着手いたしまして、23年4月ごろにオープンとなる予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○中野委員長 以上、執行部の説明が終了いたしました。委員の皆様から質疑はありませんか。

○河野委員 地方再生モデルプロジェクトの西臼杵のほうのプロジェクトですが、この年度と予算と内容というのは、具体的なものが県のほうから提案されたということでしょうか。それとも、県のほうから提案したものの中から国が指定していったもの……。

○土持総合政策課長 この事業計画につきましては、地元市町村のほうから出てきております。県のほうでお話を申し上げましたのは、先ほど申し上げましたように、西臼杵3町がことし9月に地域再生計画の承認を受けておりますので、それを補足するような意味で、今回の地方再生プロジェクトが活用できるのではないかとということで、何か事業を検討したらどうですかという投げかけをやったという状況でございます。

○河野委員 青島のほうは5年間のプロジェクトで、西臼杵のほうは2年間のプロジェクトですけど、この年数というのは、地元側の提案ということで考えていいんですか。

○土持総合政策課長 基本的には、事業期間につきましては3カ年が原則でございますが、この事業の中でどういった国なりの支援事業を組んでいくかというところで、その事業全体の年度が異なってくるということがございます。それから、先ほど委員のほうから、全体の事業費等の話がございましたが、これにつきましては、現在、国のほうで精査中でありまして、全体の事業については確定をいたしておりません。

○中野委員長 ほかにありませんか。

○鳥飼委員 関連して。金額は、それぞれ2年と5年で3,800万、3億となっているんですけど、中身ですね、補助内容というか、国庫の占める割合とか、わかれば教えてください。

○土持総合政策課長 細かくはそれぞれの事業ごとに異なってまいります。西臼杵の場合には、活用します事業が一部、国の10分の10の事業と2分の1の事業がございます。例えば、今回の西臼杵のプロジェクトでバス関係がございますけれども、これは地域バス交通活性化事業というのを活用いたします。これが2分の1事業でございますので、地元負担が2分の1出てくるというような事業もございます。

○鳥飼委員 地元というのは。

○土持総合政策課長 西臼杵3町ということになります。

○鳥飼委員 事業の中身、いろんな組み合わせがあって、それ次第で2分の1があったり、10分の10があったりということに理解をいたしました。

青島再勢ですけれども、3億ということで、ここに日南も入っているというのが、遠いなどという感じですが、それはいいとして、こういう事業をやるときに、今大きな課題になっているのは橘ホテルですね。橘ホテルを撤去する、じゃ、どうするのかということで、市でも議論をしておられるということで、県にとっても前からの大きな課題ですけど、そういう議論というのはこの中ではされていかなかったんでしょうか。

○土持総合政策課長 議員おっしゃるとおりでございまして、この事業のメインは、当初は橘ホテルの問題を据えておりましたけれども、御存じのように、今、処理につきまして微妙な段階にあるということで、場合によっては、引き受け手といいますか、そういう話が宮崎市に来ているような状況にあるということで、現時点でこれが今回の事業の対象になっておりませんが、当然、事業期間がございまして、その中で何か一定の方向が出れば、その問題も事業変更といいますか、入れ込んでいくというような構えではおります。市のほうとしてはそういう考えのようでございます。

○鳥飼委員 それでは、この3億というのは額が上がる可能性もあるのかどうか。ここに3つそれぞれあるわけですから、青島のことで言えばあそこが一番大きな課題で、青島の中を花で飾るといっても大いに結構ですけども、画竜点睛を欠く嫌いがありまして、県が所有をしている国民宿舎の跡地とか、そういう問題もかかわってくるのかなと思っております。

そこで、FRE問題が決着をして新たに手を挙げる人が出てきて、そんな接触もあるというふうなことを新聞報道で見たりするんですけど、場合によっては、地方再生プロジェクトの

中でそれを乗っけてやっていくということが、十分可能性はあると、そんなふうに理解しておってもいいんでしょうか。

○土持総合政策課長 それは、宮崎市のほうがどういう整備手法でこの問題に対応するかということになります。今回のプロジェクトの中に位置づけをしております。具体的に整備手法を考える場合には、まちづくり交付金の中でやるのが一般的ではないかと思いますが、その際に、まちづくり交付金の対象となります。地方都市再生の整備計画というものをつくらないといけませんので、市のほうがどういう対応をするかということで、当然そういった検討をされると思います。それが全体のプロジェクトの中で位置づけられれば、このプロジェクトの中で位置づけていくということになるかと思いません。

○鳥飼委員 先ほどの西臼杵の例では県の負担というのはなかったんですけど、今回の負担は恐らくないのかなと思いますが、県が関与するといいますか、県がかかわる部分というのが出てくるのかという意味での負担の割合ですね、県が何ぼ出さないと。

それともう一つは、そういう議論をしていく上で、例えば青島だけとっても、県の観光なりそういうものに非常にかかわってくると思うんですね。そういう協議の場というのは、県の窓口というか、商工観光労働部もかかわってくると思うんですけども、そういう議論というのは行われていると、必要な部署では行われていますよというふうに理解しておいていいんでしょうか。というのは、例えば高千穂のバスのあれが出ましたけれども、そこには総合交通課もかかわりながら議論をして、そういうふうにして提案が成り立っていますよという意味なん

です。

○土持総合政策課長 おっしゃるとおりでございます。県の補助が絡むか絡まないかは別といたしまして、当該事業の所管とか窓口になっております県の担当部局、そういったものとは当然連携を図りながらやっております。

それから、この青島再勢の3億につきましては、先ほど申しあげましたようにまだ確定いたしておりませんが、大半は日南市の鵜戸神宮の復旧があると、これが額を大きくしているということでございます。

○黒木委員 鵜戸神宮の参道ですね、これは神社有地ですか、それとも公有地ですか。参道というのは神社が持ち主みたいなものですが、そこはどうかですか。

○土持総合政策課長 これは神社の所有地と聞いております。そういうことで、実は、この復旧を災害でやるのか、いろんな整備手法について国交省あたりと日南市のほうで協議をしていたんですが、いずれも難しい問題がございましてなかなか進まなかった。それが今回のこのプロジェクトで、縦ではなくて、いわゆる内閣府サイドで主導いたしまして、日南市のまちづくり計画の延長みたいにしてこの鵜戸神宮を取り込みまして、まちづくり交付金で事業をやるという、縦サイドではこの事業はなかなかうまくいかなかったんだろうと思いますけれども、こういった国のほうで内閣府主導で地方再生のための支援をするという視点から、国交省側もそれを了解したといういきさつがございまして。

○黒木委員 確かにそういう神社の持ち物はなかなか難しかったんだろうと思うんですが、安全性とかいろんなこともあれば、それだけ観光客もふえているという現状であれば、やっぱり何かの方策も必要だったと思うんですが、もう

一つ、宮崎の商工会議所が取り組みます食品の開発ですね、いろんなメニュー、マンゴーとかアシタバ、そういうものも研究開発したり。この費用はどれぐらいかかるんですか。

○中野委員長 課長、関連して、この鵜戸神宮の参道のやつは概略決まっているんじゃないの、これが一番大きい金額で。

○土持総合政策課長 ただいまの商工会議所の事業でございますけど、約300万を予定しております。それから、鵜戸神宮のほうの総事業費でございますけれども、1億7,900万を予定しているところでございます。

○中野委員長 ほかにありませんか。

○中村委員 さっき本部長が、総合政策本部の役割についてということでお話をされました。課題ということで3つ挙げられておりますが、4年目に入って、最初この総合政策本部ができたときに、皆さん方がリーダーシップを発揮していきながら県政運営を進めていかれるであろうということで期待を申し上げておりました。平成18年の決算でもそうであります。総合評価とかいろいろありました。ここの委員長とも話したんですが、もう一つ総合政策本部の役割がちゃんとしていないというような気がして仕方がないんです。皆さん方も総合政策本部におりながら、もっとやりたいことがあったり、こういうことはこう改善すれば我々の力が発揮できるだろうということもあると思うんです。先ほど部長のマニフェストも見させてもらったわけですが、この課題についてと部長の職務目標、そして、総合政策本部はどうありたいんだと、県政の中でどういうふうにかかわっていったらいいか、まだまだ我々も不満足な部分がいっぱいあるような気がするんです。皆さん方も携わっておって、もっとやれるところをやれない

ような、じれったいみたいなどころがあるんじゃないかと思うんです。その辺をじっくりきょうは語っていただきたいと思うんですが、本部長の意見をお聞かせください。

○村社総合政策本部長 総合政策本部ができて3年9カ月でございます。この間、二度の総合計画をつくりました。これは県政が交代したというようなこともあったわけですが、そういう中で、例えば、県政推進プランをつくったり、雇用・産業再生指針をつくったり、現計画におきましては、新みやざき創造戦略、こういったものをつくったり、各部局にまたがるような施策についてはそういった形で対応してきたという実績もあるわけでございます。

ただ、個別の政策、例えば中山間地域の対策とか、よく言われます物流とか、そういった大きく部間を超えるような施策について、どうしてもそれに一番近い、例えば物流だと総合交通課が中心になってきたり、中山間地域ですと地域振興課が過疎対策を持っているという関係で中心になるとか、どうしてもそういったものが1次的にならざるを得なかった点があると思います。

総合政策本部としては、本部という位置づけから、当初、部間を超えた大きな政策を頭から打ち出すような期待感を持って受けとめられたと思います。ただ、そういったものが組織の機能という面では十分発揮し得なかったところがあったのではないかなというふうに思います。

ただ、現在の組織の中でも精一杯のことはやってきたのではないかと私は思っているんです。例えば予算編成とのかかわり、財政を総合政策本部の中に取り入れてリーダーシップをとるべきだという意見もたくさんございました。そういった中で、何とか予算編成の中でかかわ

り合いを持とうということで、16年から18年まで、予算編成方針とあわせて重点施策推進方針なるものを策定し、施策と予算の連動というものを図ってこうというふうな形で一生懸命取り組んできたところがございます。ただ、予算の実額そのものとの関係ではなかなかうまく連携し得なかった点がございました。

来年度の予算編成方針の中で、20年度の重点施策というものを打ち出しましたけれども、この中では、御存じのように、3つの重点施策、中山間地域あるいは子育て・医療、建設産業ということで、比較的といいますか、解決の非常に難しいといいますか、困難な課題の取り組みを決めたところがございます。

これはなぜかといいますと、この問題というのは、施策としては手詰まり感があるものがございます。特に中山間地域対策は、これまで30数年間、過疎対策の中でいろいろやってきたけれども、やはり中山間地域の衰退というものは食い止められたという状況にないということで、財政課といろいろ協議しまして、予算要求の枠を拡大することによって、各部局が提案といいますか、新たな施策を提案するインセンティブを働かせるという意味で、ことし初めてやった仕事でございます。そういった意味では、ある程度財政課との連携が図られたのではないかというふうに思っているところがございます。

また、中山間地域対策という打ち出しといいますか、これにつきましても、私どもの部でいろんな議論をする中で出てきたものでございまして、そういった意味では大きな打ち出しができたのではないかというふうに思っているところがございます。

ただ、地方分権が進展する中で、市町村との

関係をいかにつくっていくか。書いておられますけれども、私どもは出先機関を持たない組織でございませう。地域とともって連携した形の取り組みも必要ではないかというふうなことも思っているところでございます。そういったことも含めて、分野横断的な取り組みができるような組織といいますか、組織機能といいますか、そんなものがないか。これは関係部局がございませうので、今そういったもののあり方について議論をしているところでございます。

○中村委員 部長もおっしゃられたように、県内に出先機関を持たないという話があつて、今から中山間地域のことを進めていく場合においても、市町村の協力なしではやっつけられない。そこにどうしてかかわっていくのか。出先を持たないということで、例えば人事交流とかいろいろあるわけですが、その辺は具体的にどうかかわっていこうとされておられますか。

○村社総合政策本部長 人事交流は現在も行つておるところでございますけれども、特に中山間地域の問題を議論するときには、やはり地方に入っていくといいますか、机上で議論するんじゃないかというふうな現場主義的なものも必要になってくると思うんです。だから、組織的にそういう機能が持てないかなということも考えておるところでございます。

○外山委員 (2) ですね、もちろん皆さんは政策ブレーンとして十分足り得ると思つていらっしゃるんですが、知事と職員との関係についてとあります。お互いの信頼と理解が構築できたのかということと、闊達な意見交換、こういった環境というのは十分構築できていますか。あるいはランチミーティングの頻度とか。これが一番大事であつて、ここがお互い関係がうまくいって

なければいけないわけですから。反映しないから。どんな状況でしょう。

○村社総合政策本部長 このことについては、本会議の中で知事がみずから答弁をされたと思つています。日々のレクチャーとかいろいろな会議を通じて、職員とはできるだけ接するようにされておられますし、特に若い職員ですね、この人たちと接触したいということを常々言われておられますし、各部もなるべく、主幹が行くときには担当も一緒に行くとか、そういったことを心がけるように、これは庁議の席で言われたんですけれども、そういった形で今取り組みをやっているところでございます。それから、先ほど言われましたランチミーティングですとか、いろいろな形で接触が図られるように、私どももお手伝いといいますか、そういったことをしておりますし、年度の前半はなかなか難しい面もあつたんですけれども、だんだんそういったことについては意思疎通が図られてきているんじゃないかというふうに私は思つておるところでございます。

○星原委員 総合政策本部ができて4年目を迎えているということであつて出ているんですが、それぞれ皆さんからあるように、私なんかはかなり期待をしておりましたし、細かいいろいろなことを打ち出されてこられているなというふうに思つています。そういう中で、最初から思つていたんですが、財源の確保というんですか、予算をどこまで確保して各部各課にどういう形であつないでいく、そこまでのぴしとしたものがとられないと、各部から上がってきたのを集約して、それをまとめてつくるというんじゃないか、県の柱に1本か2本か3本かわかりませんが、これだけは絶対宮崎の――今後どういふ展開をしていく、仮に中山間地域なら中山間地

域を5年かけて10年かけてこういう形で将来の目標を掲げる、それにはやっぱりいろんな部が関係しますよね。そして、予算的なものも5年なら5年でどれぐらいかかるんだと、じゃ、当初はどういう形からスタートして山の頂上に登っていくんだ、そういったちゃんとしたものを皆さん方のところでつくり上げて、役割をそれぞれの部・課におろして行って、ちゃんとこうやってくれば頂上までたどり着くんだと、そういったものがなされてこない、皆さん方の総合政策本部の役割というのがどうなのかな。それぞれの部がそれぞれの計画を立てたものに予算をつけてそれぞれでやっていけばいいということじゃないというふうに思うんですよ。そういう柱になるものをつくり上げて、そこまでのものがないと、やはり位置づけがしっかりしてこないんじゃないか。私はその辺にジレンマを感じるんですが、私よりも皆さん方がそう思われているんじゃないかなという面もあるんですが、財政が非常に厳しい中でありますから、そこに配慮し過ぎるとそういうものがどこまで進むのかなという面も感じるんです。ですから、宮崎県を再生していく中で、どういふふうな形のものも掲げた以上は、これに向かって、そして年次ごとにちゃんとそれがなされているかどうか、それぞれのチェックをしながら上っていく形になっていくのが、総合政策本部じゃないかなというふうに常々思っているものですから、今3年9カ月たって、それについてはどう受けとめられているんでしょうか。

○村社総合政策本部長 この4年の中で、委員会の議事録なんか見てみますと、財政的な裏づけについての議論が大分なされております。私どももその点、どうやったらいいのかということを取り組んできた4年間だったような気がし

ます。予算の裏づけがなければどうしても各部は動かないというのは当然のことでありまして、そこ辺をいろいろ模索しながらといいますか、先ほど言いましたように、予算編成方針と重点施策推進方針をセットで出すことによってというような形をとったりしてはいましたけれども、やはり現実的に予算の裏づけがきちっとなければ難しいということを実感いたしております。その解決策の一つが、今回の重点施策については1.5倍の予算要求枠を認めるという形だったと思います。一つの形はできましたけれども、これだけですべて私どものリーダーシップなり調整機能が果たせるかという、それでもいけないと思いますし、4年たちましたから、組織を根本的に見直す中で、今まさに議論を関係各部とやっているところでございます。

○星原委員 そういう面では厳しい答弁になっているのかなと思うんですけれども、前知事から現知事にかわって、県民総力戦という言葉をいろんなところで使っているわけです。総力戦というのは、皆さん方のところがいかにそれぞれをまとめて、県民側もそうですが、職員のほうもそれぞれ知事をトップに、そういう形でうまく絡み合う形にならないと総力戦にならないのではないかと。言葉だけが踊っているようなところもありまして、県民が、知事がかわって言葉どおり元気になってきたとか、所得でもふえてきたとか、雇用でもふえてきたとか、情勢が変わってきたとか、何かそういう問題はいついあると思うんです。あるいは交通網が整備されてきたとか。そういった何かを一つずつ決めて、そういう力を合わせてトータルで宮崎県が伸びていくものを少しずつ感じられるような方向というものを何で示していくのかということになるのかなというふうに思うんです。今、本

部長から、組織の部分もある程度見直しもという言葉が出てきたわけですが、そういう流れの中で、これまでやってきたことが今後に向けてそういったものについてどう、組織面でも方法論でもいいんですが、何か考えていらっしゃる事があれば教えていただきたいんです。

○村社総合政策本部長 知事が就任当初言っておられましたのは、基本的に、本県経済の活性化というのが達成されて、そういった中で県民所得の向上とか一方で税収がふえとか、そういった大きな流れをつくっていくこと、これが知事が当初に目指しておられた基本的な考え方じゃないかというふうに思っております。ただ御存じのように、現在の景気の現状というのはなかなか厳しいという中で、何か目に見える形でと先ほど委員がおっしゃいましたけれども、知事が全国津々浦々にこれだけPRをすることによって、ある意味では、当初のきっかけである目に見える形のものが出してきたのかなという気がいたします。そういったことを見ながら、県民の皆さんが、何か自分たちでもやらないかんというような、要するに県民総力戦の機運といいますか、そういったものが出つつあるんじゃないかと思えますし、各所でいろんな取り組みも具体的に自然発生的に出ているところでございます。我々の役目としては、行政としては、そういった機運の醸成をもっと大きくしていくと、やっていくということが一つございます。それから、もう一つ言われましたように、県庁そのものが総力戦にならなきゃいけないということがあると思えます。それが本当は県庁内では本部の役割かなと。それがまとめられるような組織体制、そこに行き着くわけでございますけれども、そういったことを本部とし

ては今後ともしっかりとやっていきたいと思っております。

○星原委員 行財政改革は進めなきゃいかん、あるいは職員の意識改革も進めないと、それはそれなりになされてきている、あるいはなされているんだろうというふうに思うんですが、もう一点、財政が厳しい中で、宮崎に収入、要するに金を持ってくる、ふやす、税金でもいいし、違う角度でもいいわけですが、芸術劇場なんかの命名権とかそういうものも出ましたし、野球場に広告を載せながら広告料を取る、空港に何とか。そういう面の経営的な部分、要するに収入につながるような、一方では行政でもいろんな知恵を、あるいはいろんな置かれている環境の中で、何か考えて、収入がふえるためにはどうするか、知恵を出していけば、何かあるんじゃないかなという思いもあるんですが、そうやって財政的なものもどういうふうにつくり上げていくかというのも、一方で皆さん方の総合政策本部のかかわりの中で何かないのかなと、そういう考え方というのはないものですか。

○村社総合政策本部長 知事が、「稼ぐ県庁」という言葉を今使っておられます。言われましたように、ネーミングライツとか、いろんな形で稼ぐための手だてというのができつつあるんですけれども、ただ、このことが県庁の主たる仕事じゃないというふうに私は思うんです。基本的には、県としては税金で仕事をするのが基本でございますので。ただ、そういった部分というのは、民間にいろんな形で影響を与えるとこの部分では、観光とか、経済的な影響といいますか、これは県内に影響を与えていく部分があるのかなという気がいたしております。ただ、やはりそこはそこで、県庁がとり得る稼ぐ

部門というのは、しれているという言い方は失礼ですけども、基本的には、やはり産業の育成とかいろんな形で経済が潤って税金が入っていくという形が基本。その中でいろんな施策を進めていくということだろうというふうに私は思っているところでございます。

○中野委員長 この総合政策本部、安藤前知事のとときに鳴り物入りでできたような気がするんですけど、私は、実際は、本当にそんな有用な機能を有するのかなというのが正直なところです。部長クラスがそれぞれ縦の関係で動いている。確かに、総合政策本部は長期計画をつくるのがメインだと思うんです。ただ、今、戦後61年、私も37年県庁にいて、皆さんもそれぞれ課長以上、30年たっておって、今、宮崎県、このグローバル社会、日本の国益のマイナスが農業に来ておったり、地域の5年先、10年先を真剣に考えた場合に、こんな抽象的な言い方でいいのかなというのが本当に疑問なんです。これから中長期的な視点に立って、人口減、少子高齢化になって、道州制、宮崎県としてどのような体力をつけ、備えておく必要があるのか。結局衰えているところはわかっているわけです。いつも言っているように、私も住まいを田舎に据えたと、宮崎県というのは農業が基幹産業、いわゆる農業と商工業、これでほとんどなっているようなもので、今、工業出荷額もちょっと下がっているぐらいかな。それでも全体が上がっているから落ち込んでいる。農業なんか見てごらん、5年先、10年先どうなるか。これも今まで中山間部含めて、国土保全から過疎対策、いろんなことをやった。農業も700億ぐらい金をつぎ込んできた。しかし、その結果、農業従事者の6割以上が60歳、農家数は減っている、今ちょっと大規模がふえているというようなこと

でね。宮崎県の今後の経済状況、総合政策本部というのはそこら辺に的を置いて個別に、過疎対策、中山間対策も戦後61年同じことをやっているわけですよ。同じことをやって何で今まで農業も含めて中山間地からいなくなる。要は、働く場所と所得がなくて生活ができないということが原因なんです。そこに目をつぶって幾らきれいな抽象的なことを考えても、私は結果はむだだと思っているんです。だから、そこら辺に的を絞った、これは難しい話だけれども、それから逃げることなく現実を目を通して。

私、統計の数字をよく見るんだけど、経済関係、農業関係、部長、統計数字を見たことありますか。何かいい数字出ていますか。出てないでしょう。何も出らん。牛の繁殖がちょっと伸びているだけ。どこか書いてあったな。統計調査の内容に的確な分析加工を行うとともに、データを体系的に一元化し、県庁ホームページで利用……、これでいいけど、こういうデータを見て総合政策本部が現実の問題をとらえて、それも具体的に、一遍にできんでもいいけど、そういう基本的な問題点はしっかり逃げることなく正面に対して議論せんと、本当に5年先、10年先……。

県民総力戦とか、知事のPRとか、今、知事のPRは確かにすごいよ。これは認めるわ。だけど、今、県庁に来ている観光客がどれだけ県内に宿泊しているか。来ている人の比率を見ると、この間聞いたら、2割か3割が県外かなという話もあるし、農業だって今恩恵を受けているのはマンゴー、鶏。鶏はどこのが来ているかもわからん。宮崎というブランド名が消えてしまっているから。分野横断的と言うけれども、もうちょっとそういう問題点をしっかり……。私は総務部と連動せんでもいいと思っている。

総合政策本部は総合政策本部の現状、問題点、そこら辺を打ち上げて、それについて予算をつけるかどうかというのは、我々も含めて一緒にやるもので、総務部と考え方をあわせて発表しようじゃ、総合政策本部のスタンスというか意義が全然なくなると思う。もうちょっと現実に即して、現実の問題点というのは統計数字を見ても……、統計の分析なんか、総合政策課か何かに何人かしているんな問題をね。そういうのが最終的には知事マニフェストの結果だと思うんです。税収が幾ら伸びた、農産物がどれぐらい伸びた、そこ辺がない限りは、あれだけ知事が日本中に話題をまいても、農業の一部と観光の一部が伸びるぐらいで、それじゃ税収がどれぐらい伸びるか、それを総力戦の中でどれだけ使えるか。今の形で言うと、持続可能なという予算のやりとりをしていますけど、それじゃ500億、600億持っているのが持続可能なやり方か。200億あっても持続するわけ。もう人口減少に入っているわけで、総力戦という前に、そういう基本的な問題点を表に出してやらんことには、こういう抽象的な言い方じゃ、また同じことになる。

それから、わざわざ地方再生モデルプロジェクトをやったけど、恐らくこの主体というのはみんな市町村になる。こんなのを出させて、結果としていろいろ委員会で議論して、本部長以下、総合政策課長、具体的にどうします、ああしますと。プロジェクトとして今後総合政策本部は一員に入るという話でしょう、逆に言えば。西臼杵を見てもこんなのを見ても、地域振興とかいろんな話というのは過去にいろいろやってきているわけよ。過去と同じようなことをやっても仕方がない。それでも時間がたてばまだ必要なやつがある。やっぱり過去の実態と

いうのを一回振り返って新しいこういう計画を立てんことには。私はそう思っています。返答はいいですけど、もうちょっと現実の問題点に即した考え方というのか、ぜひやってもらいたい。

そして、特にまた土地問題、これなんかも横断的に林務……、林務なんか、今、山があるでしょう。山になっているけど、字を見ると農地になっていたりしているし、この農地の問題というのは地域活性化の大きなかぎだと私は思っているんです。山だと思って家を建てようと思えば、農地になっていてすぐさま土地を買えない。だから、今、畜産振興で牛舎をつくらうといっても、土地問題で民間の人がやろうと思えばとまってしまうわけ。総合政策本部というのはそういう横断的というか、畜産にしても今度は建築法が入ろうとする。いろんな問題点がある。今、私も地域において、飲み方しながらそういう問題点がいっぱい出てきておりますから、そういうのを具体的に、抽象的な言い方はもう飽きが来てもいいんじゃないかなと思うんだけど、皆さんは2年ぐらいで、新しいと思うかしらんけど、皆さんも課長以上は県庁において30年以上なるでしょう。同じ仕事を過去にやってきた人もおるわけだから、ぜひもうちょっと現実に、青島にしてもこれにしても、一応説明があるけれども、恐らく県としてはこれだったらあんまり口出せん話で、議会からわあわあ言われるけど、あんたたちはプロジェクトの一員として加味すれば、どれだけ物が言えるか、議会でどれだけ答えができるかということにもなるわけで、そこ辺のかみ方もしっかりしておらんと。

それで、1つだけ聞きます。この西口拠点の資金源というか資金をどうするかというのは、

何か案が出ているんですか。

○土持総合政策課長 資金の具体的な話はございませんが、この事業を支援するという金融機関、これは事業者のほうで選定が終わっているようでございます。ですから、宮崎市のほうにもそういった金融機関からの、確約ではございませんが、関心表明みたいな書類は添付をされています。

○中野委員長 出さんでもいいんだが、金融機関がそこまで来ているとなると、大体総投資額はどれぐらいとか、ないとおかしいわ。やみくもにやりますという話は、ここまで来ておいて。それじゃ、県はびた一文出さんか。次長、あの土地は、例の前にこういう計画をつくったところの土地でしょう。

○渡邊総合政策本部次長 突然言われてあれなんですけど、ここはもともと国鉄の土地でございまして、国鉄から民営化してJRになりました。そのときに、国鉄清算法人が公売にかけた土地でございまして、当時、宮崎市が先行して買ひまして、宮崎市の場合はあそこは駐車場になっていたんですけど、県有地については、宮崎の玄関口でございますし、将来的に公的な側面からの活用とかいろんな可能性があるということで、あの土地を県が購入したと。

○中野委員長 そういうことはある程度、ここまで出しておいて県の関与というのが、それぐらい出していいのかなと、全く民間ベースで建てて、土地が土地を、家賃をもらうのか、ただやりますという話で、そこら辺まだ言えんわけやろ。だから、かみ方が何とも中間になってくるわけよ。今度はそれを失敗するとまた、私たちはかんでおりませんでしたといっても、県にまたいろいろ言ってくる。かみ方のスタンスをしっかりとっておかんと。

○渡邊総合政策本部次長 この土地については県有地でございますけど、この上物の投資については県は一切関与しない、いわゆる資金投資はしないということで。あくまでも土地は公有地でございますけど、県と市の土地でございますけど、設備投資は全部民間でやる。しかもその用途については、先ほど言いましたように、公募とか、あるいは当初の検討委員会でいろいろ目的を立てました。用途を立てました。その範疇内で審査して、今回、交渉権者としてこのグループが決定したということでございます。

○外山委員 この交渉権者が新たに出資を募って新会社をつくるんですね。そこがやるわけですね。県も市も土地を売却するの、貸すの、どっち。貸すんですね。だから、全く民間で新会社をつくるべきなんですよ、新たに出資を募って。そういう動きがこれから始まるんじゃないか。

○中野委員長 これは昔あったんですね。市の観光協会、県の観光物産協会が駅前に移ろうというプランがあったわけです。一応消えた話だけ。

その他、何かありませんか。

○中村委員 皆さん方からいろんな意見が出ると思ったんですが、出ませんでしたけど、これは飛躍した、あるいは考えが違うかもわかりませんが、私たちも反省しているんですが、仕分け委員会なるものがあっていろいろやりましたね。あれは要らないとか、これは要らないとかやったわけですが、我々県議会の側もその役割を担わないかんかったのが、それが担えなかった。これは非常に大きな反省で、我々も特別委員会あたりで仕分けのそういったものに携わらないかんのかなという気もしているんですが、総合政策本部でも、歳入は限られて少ないわけ

で、どこかを切っていかなくちやならん分がいっぱいある。公社もそうだろうし、例えば住宅供給公社なり、農業開発公社なり。もとは必要としておった。今、役割を終わっている。そういった分については、総合政策本部はそこに目をつけて、嫌われる部分もあるかしらんけど、そういった部分にも目をつけて、我々と一緒に手を携えて切っていくものは切っていかなんといかないかと思うんですが、その辺の役割はどうなんでしょうかね。

○中野委員長 今の話は、一応担当は総務部なんですね。それに対して総合政策本部の考え方はどうかということですね。

○村社総合政策本部長 仕分け委員会につきましては、本会議でも答弁がありましたように、事業の民間委託が適当なのかどうかといったことについて議論するし、一定の評価を出しているわけですが、その成果については一つの参考ということで、内部でいろんな検討をした上で議会に検討をお願いするということだというふうに私は理解していますので、そういった形で仕分け委員会については進んでいくというふうに思っていますし、行革については、仕分け委員会だけじゃなくて、一方では公社改革等もやっていますし、県庁そのもののスリム化、こんなこともやっていますし、トータルでやはり効果が出てくる話なのかなというふうに思っています。

○中村委員 冒頭言ったように、我々も反省があるというのは、仕分け委員会がやったことについて、これは我々がかんでいかなくちやならなかったなと、県議会がもっともったかんでいかなくちやいけなかったなと、そう思って反省しているんです。総務部でやっているんだけれども、総合政策本部の手に取り戻して、総合政

策本部で横断的にびしゃっとやっていくというのがやっぱり必要じゃないかなという気がしてならないんだけど、どう考えますか、そういったことについて。

○村社総合政策本部長 一つは内部管理という問題もありますし、基本的には、行革の関係については総務部が所管しているというふうに私どもは理解しています。大きな施策とかそういった意味での各部間の調整というのは、私どもの仕事だろうと思っておりますけれども、その点については私どもの所管からは離れるというふうに思っています。

○中村委員 基本的に言えばそれはわかるんですけど、何かかんでほしかったなという気がしてね。私たちが県議会でやらないかんことを先手を打たれたなという気がして、じくじたる思いがあるんですけど、それはいいです。

○中野委員長 その仕分け委員会なるものね、その事業というのは、極端な言い方をすると、総合長期計画に基づいた事業にみんな羅列しているわけよね、仕分けすると。それをいきなり民間にばんと出したときに、出す場合に、総合政策本部なりに、仕分け委員会にかけた事業については何もなかったのかという簡単な質問。簡単でいいですよ。

○村社総合政策本部長 そういう政策レベルの話と施策レベルの話と、今、仕分け委員会でやっているのは事業レベルの話だと思うんです。政策・施策については我々が大きく関与しているという部分はありますけれども、個別の事業そのものについては、これはある意味では財政課マターの話だというふうに私ども思っています。

○中野委員長 ただ、一言言わせてもらおうと、体系的に事業でも整理すると、総合長計の大き

な項目の下にぶら下がっているわけ。それは関係ないという話ですか。

○村社総合政策本部長 言われるように、関係のないという話ではないと思います。

○鳥飼委員 これだけ意見が出ていますので、検討していかれるとは思いますが。ただ、私、当初4年前にスタートしたとき、考え方はよかったのではないかなと思うんです。それまでも企画調整部がもっと前面に出てというような議論をずっとやってきたわけですから、そこがうまいぐあいに機能しなかった。せっかく有能な方がおられるわけですから、それが、こういう言い方をすると失礼かもしれませんが、ややいささか発揮できなかつたのではないかなという感じがしています。

それはなぜかという、先ほども出たように、一定程度の予算の枠を、20億とか30億とか40億とか、県の財政の状態にもよるでしょうけど、総合政策本部枠として持っていて、県として進めるべき事業についていろんな検討の中で、ここに付けていこうということであれば、それはそれで引っ張っていけるものができていったんだろうというふう思うんです。そういうことができれば今後も存続をしていくでしょうし、何らかの検討も、部の再編の検討もしておられると思いますけれども、ぜひ十分な能力発揮ができるような形で部の再編もお願いをしたいと思うし、それだけ多くの期待が寄せられているんだということでもいろんな意見があったらと思うんです。私もそういう意味で期待をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○星原委員 その他ですが、今回の議会でも一般質問で出てきた知事のイラストの管理の問題、答弁の中では、今、弁護士等々と打ち合わ

せをしているという答弁があるんですが、弁護士等とのその部分と、県の皆さん方の部分で、どういうふう今後この件は取り組んでいくか。どういう考えで、あるいは弁護士等との打ち合わせの期限はまだ確定しないという話もあったんですが、今のままでずっと流れていって果たしていいのかなという部分があるんですよ。そういう点について皆さん方のところで、使用について、管理の面について、あるいは罰則という部分について検討をなされているものですか。今どういう状況なんですか。

○高藤広報企画監 知事のイラストの問題につきましては、知事も議会でおっしゃっていますけど、基本的に肖像権は知事個人のものでございますので、まず、知事の意向がどうかということが基本にあると思います。県議会のほうからは、先生方の中に、県で管理すべきだという御意見の方もいらっしゃいますが、県が関与する場合に、果たして関与できるのかどうかも含めて、我々としては、知事からそういう指示があれば検討することになるかと思いますが、知事は、今のところ、県で管理するということは考えていらっしゃらないというふうに理解をしております。

○星原委員 芸能人そのまま東という形であれが出回っているなら別に構わんと思うんですよ。顔ですからね。だけど、宮崎県知事という形で、今認知されながらイラストを使っている人たちはそういう使い方、要するに宮崎県が認証していると、そういう形で買う消費者の皆さん方も利用する人たちも思っているんじゃないかと思うものですから、芸能人のそのまま東という言葉が使われてそのイラストなら、私は、知事個人がどうこうという、知事じゃなくて芸能人の枠の中で使われている範囲ならそ

それはそれだと思うんですが、今はいいほうだからまだいいんですが、悪くなったときは宮崎県のイメージが悪くなるんじゃないかというふうに、私個人は思うものですから、その辺のところについての部分をちゃんと知事も把握して、どういうふうな管理とかどういうふうな形で今後使用させていくかと、そうならないと、いいときは今皆さん方はそういうことで言っていますけど、イメージが逆の立場になったときはどうするのということになると思うんですよ。あれは芸能人そのまんま東のイラストなんだという形で使わせているなら、それは別に関係ないと思うんです。我々は宮崎県民として、宮崎県としての立場で、宮崎県というのが入る形になると、それはやっぱり疑義を感じるんです。その辺はどうとらえたらいいんですか。

○高橋広報企画監 今出回っているイラストにつきましては、そういう誤解があるということはあるかと思いますが、私どももそういうことで、県のホームページで、今のイラストがついているからといって、知事や県が推奨したものではないという広報をさせていただいております。新聞広告にもそれは出してしておりますが、知事自身がイラストに直接関与して出回らせているというわけでもございませんので、そこ辺が非常に微妙な問題かなと私どもは思っております。

○星原委員 関係ないという話もありますが、知事の関係者の人が窓口になっている部分もあったりしたわけです。それで全然関係ないというふうにとらえることができるのかどうかですね。それだったらそれで、ぴしっとどこかに線を引いてやっていかないと、ウナギと地鶏の話が出ましたが、今後何が出てくるかわかりませんし、農産物でも、ほかのものでも、土産物

でも、そういうふうにとられていいのかなというふう思うんです。

○高藤広報企画監 委員が御指摘の点もごさいますので、現在、知事は、原点に返って再検討するというふうに言われているんだと考えております。

○星原委員 ぜひお願いいたします。

○黒木委員 私、先月、工業技術センターの中に発明協会というのがありますね、ここに行って調べたんですが、知事のイラストが商標登録されているんです。知事がしているんじゃなくて別な企業がしているわけです。それと、私はびっくりしたのが、宮崎県で開発しているみやざき地頭鶏、これは個人の会社が商標登録しているんです。何で県がしないのか。自分たちが開発したものをよそから取られている。そういうばかなことをどんどん先手を打たれてやっている。これはどうなるのか。今から「みやざき地頭鶏」は使えなくなるんですよ、商標登録されて。

○中野委員長 黒木委員、地頭鶏は、宮崎は商標登録しておらんとですかね。県としては。

○黒木委員 県はしていないんですよ。あそこに行って私はびっくりしてね。県が開発したものを取られているような感じがして、何をしてるのかと。だから、これは皆さんが、総合政策本部ですから、県で開発したものは率先して早く手を打っていかないと、こういうものを先取りされたら何にも使えなくなる。大変なことだなと思ったんですよ。ですから、ぜひ、総合政策本部の中でも、各部にそれぞれ開発しているものがあるだろうと思うんです。県で重要なのは。そういうものは先に手を打たせることが大事なことだと。びっくりしたんですよ、先日行ってから。「地頭鶏」というのを使えなくな

るんですよ、「みやざき地頭鶏」をほかの商社が商標登録しているんですから。大変なことですよ、開発を今までして。私は後でやりますけど、早速、農政水産部に連絡とって。財産の保護ですよ。

○中野委員長 その件については再度調査して、後、お願いします。

○鳥飼委員 マークの件ですけど、6月議会でもかなりやりましたね。部長と課長と後で来ていろいろなレクを受けましたけど、知事側の意向がこうだからということじゃ、僕は済まないと思っているんです。私どもから言わせれば、知事は無責任だと思うんです。それまで言われます。これは業者の善意でやっていただくようになっておりますので、後は私には一切責任はございませんとか言われても、買った人は宮崎県の商品だと思うわけで、宮崎県イコール東国原知事になっているわけですから、これを一切関係ございませんとか言っても、宮崎県が推奨しているから買ったんだと思って買う。それはあんたたちの勝手ですよということは今は通らないと思っているんです。それを通そうというところが問題なわけで、これは無責任の極みと、私から言わせればそんなふうに思いますので、これはしっかり総合政策本部として受けとめて、この間の本会議でも、検討中ですよということを言われておりましたので、早速何らかの対応をとっていただかないと、知事としての責任問題につながると私どもは思っておりますので、よろしく願いいたします。

○中野委員長 要望ですけど、知事のシール問題ですよ、それぞれ各部各課でやってもしょうがない。今後このシール問題についてはどこがどう取り扱うかも含めて、総合政策本部でいいかどうかはわかりませんが、ちょっと検討し

てみてください。

○川添委員 最初に戻りますけど、先日、知事がmanifestoの修正とか変更もあり得るといような発言をしたと思うんです。私は、manifestoの変更はできないと思うんです。十分事情を話された中で、数字の厳しさも十分認識した上で、今この時点になってふたをあけてみたら厳しいので、変更かなというニュアンスのことを話されて、非常にあいまいな結果になっていると思うんです。そうやって言わしめた一つの原因が、基本計画に連動した進捗管理とかそこがしっかりと示されていないところに、そうやって言わせた責任があるんじゃないかなと思うんですが、この前、知事がブログに、そろそろmanifestoの進捗をチェックしていかないといけないかなと書いていらっしたんですけど、1年たって、ようやく今ごろになって進捗を確認するという状況では、議会というか、県民から失望されてしまうんじゃないかと考えています。基本計画の進捗管理、一つ一つ項目を聞かないと分からないということじゃなくて、一覧にした最新の状況を確認するということはどんなでしょうかね、これから。

○村社総合政策本部長 この辺については、本会議で知事もお答えしましたように、現時点で統計上、進捗を確認できるもの、そうでないもの、いろいろございます。我々はもちろんそういった把握に努めているわけですが、中間で今こうなっていますというのをお出しするのはなかなか難しい状況です。個別に出すのはもちろんできるんです。ですから、その辺についてはある一定の期間が必要かなと。ただ、戦略本部なり、私どもの部の中でも、そういったものを随時管理・把握していることは間違いな

いんです。そういうふうに行っているところ
でございます。

それと、もう一つ、マニフェストの変更云々
の話については、マニフェストそのものは知事
の政治的な約束事でございますので、それとは
別に私どもの総合計画なりが存在しているんだ
と思います。ですから、知事の御判断がそれか
らどんなふうになるのかわかりませんが、私ども、現在の総合計画というのは神聖な
ものとして、変更あり、なしという議論は今の
ところはない状況だということでございます。

○川添委員 それと、この職務目標の1番にも
書いていますけれども、政策評価ですね、今回
初めて政策評価を見させていただいて、的確な
政策評価を今後も行っていくと書いてある
んですが、実は下の図書室で過去の政策評価を
見てみたら、この10年以上ほとんどパターンが
ワンパターンの、全く同じような形の政策評価
になっていらっしゃるんです。本部長も十分御
承知と思うんですけど。要するに、いろんな困
難な政策課題がありますけど、政策課題の根本
的な解決がしっかり段階的に図られていくよう
な結果でないと、「順調」とか「A評価」はつ
けられないんじゃないか。単に研修会とかシン
ポジウムを開催して「順調」というようなの
は、政策を実施したけれども、今後課題を残す
ということで、業態というか、実態の根本的な
解決に大きく進展してきたというところが、あ
れを見た感じではなかなか見えにくいという気
がしたんですが、先ほどの進捗管理も含めて、
施策評価のあり方についても見直しをしていく
時期に来ているんじゃないかなと思います、
いかがでしょうか。

○村社総合政策本部長 本会議でもお答えさせ
ていただいたんですが、確かに、現在の政策評

価、まだ十分なものではないというふうに私ど
もも思っております。新しい計画の政策評価、
来年になりますので、そこに向けて、出した成
果が将来に結びつくような形のきちとした表
現なりが出せるように、今検討しているところ
でございますので、今以上のいい施策評価、政
策評価になるように努力してまいりたいと思
います。

○中野委員長 最後に私も要望。ちょっと勉強
しておいてもらいたいんですけど、マニフェ
ストですね。私はこのマニフェストというのは、
知事選に出るときのいわゆる知事になってから
の約束事だと思うんです。これがマニフェスト
だと思っている。あの中でできんこともあるし、
知事は、それはやってみて、毎年マニフェ
ストは変わるものだという話になりますが、知
事になってから、今度は政策として新しいやつ
を打ち出すとか、知事としての政策を打ち出す
わけですから、それと比較してマニフェストが
どうかという話の中で、選挙前に出たマニフェ
ストがどんどん中身が変わっていくというの
では、私はおかしいと思っているんです。だか
ら、今後、皆さんが政策やら出したのがマニ
フェストになっていくということではおかし
いと思うので、そこら辺の仕分けをぜひ。皆
さんもマニフェスト、マニフェストでいろ
いろやっているから、知事のそういう変更とい
うのについてしっかり区別、勉強しておいて
ください。私もよくわかりませんから、よろ
しくお願いしておきます。

○川添委員 冒頭の話に戻りますけれども、
今後、総合政策本部のあり方を検討していく
中で、部局横断という話が出ていますが、副
知事の役割ですね、民間企業で考えたら、各
部長がいて、重要施策の場合には、上に担
当役員がい

て、部長をまとめてトップと一緒にやっていくというパターンが普通なんです。機構改革も、ほとんど毎年ちょこちょこやりながら動かしていくんです。

○川添委員　そこ辺の副知事の役割についてどんなふうにお考えになっていらっしゃるか。

○村社総合政策本部長　部の組織全体のあり方については、総務部の行政経営課のほうでやっている話ですけれども、確かに言われるように、副知事と部長、あるいは知事との関係とか、そこ辺については、きちっと役割分担といいますか、整理しておく必要があると思いますけれども、これは総務部のほうで聞いていただきたいと思います。

○中野委員長　よろしいですか。では、以上をもって総合政策本部を終了いたします。執行部の皆様には大変御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時30分休憩

午後1時2分再開

○中野委員長　それでは、委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案、報告事項等の説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○渡辺総務部長　それでは、今回御審議いただきます議案及び報告事項につきまして、お手元に配付されております総務政策常任委員会資料によりまして御説明させていただきます。

資料の1ページをお願いいたします。平成19年度11月補正予算案の概要についてであります。

まず、議案第1号・第2号関係であります

が、今回の補正につきましては、公共事業費の国庫補助の決定に伴うもの、その他必要とする経費について措置することとしたものであります。補正額は、一般会計で11億5,732万4,000円の増額、公営企業会計、これは企業局の電気事業であります、新エネルギー導入啓発事業で7,333万4,000円の減額となっております。一般会計の補正予算に係る歳入財源は、下にありますように、国庫支出金の5億8,175万7,000円、県債の3億6,080万円などであります。

次に、2ページをお開きください。一般会計の歳出の款ごとの内訳であります、主なものを説明いたしますと、上から2つ目の農林水産業費が、緊急治山事業費などの補助公共事業などにより4億円余の増額、その下の土木費が、公共砂防事業費などの補助公共事業により6億円余の増額などとなっております。

次に、右の3ページをごらんください。議案第16号と第21号関係でございます。補正予算の追加分といたしまして、東九州自動車道の用地対策に要するもの、その他必要とする経費について措置することとしたものであります。補正額は、一般会計で1,000万円の増額、特別会計、これは拡大造林事業特別会計であります、7億5,900万円の増額であります。

一般会計の補正内容は、ここには詳しく書いてございませんけれども、補償金目的の植栽の移転につきまして、西日本高速道路株式会社から県知事に対しまして代執行の請求があり、手続を進める必要があることから、これに要する経費を措置するものであります。

この結果、一般会計の予算の規模は、議案第11号及び第16号分の補正後で5,682億3,608万9,000円となります。追加補正分の一般会計の

歳入財源は、これも下ほどにございますけれども、繰入金、これは財政調整積立金からの繰入金ですが、62万2,000円、諸収入が937万8,000円となっております。

次に、資料の4ページをお開きください。一般会計の歳出の款につきまして、土木費での補正となります。

以上が補正予算案の概要でございますが、恐れ入りますが、資料の目次のところ、表紙の裏になりますけれども、目次のところに戻っていただきましてごらんをいただきたいと思えます。大きな2番目の特別議案関係でございませぬ。

まず、一番上の議案第4号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」であります。これらについては後ほど御説明申し上げますけれども、内容といたしましては、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく知事の権限に属する事務の一部と、「火薬取締法」に基づく知事の権限に属する事務の一部につきまして、取り扱いを希望する市町村に移譲を行うための条例改正であります。

次に、議案第9号「当せん金付証票の発売について」であります。これは平成20年度の本県における宝くじの発売金額を、平成19年度と同額の106億6,000万円以内とするものであります。

次に、議案第12号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」であります。これは平成19年の人事委員会勧告等に基づきまして、職員の給与を改定するため、給与条例について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第14号「職員の自己啓発等休業に関する条例」であります。これは地方公務員法

の一部改正によりまして、職員が大学等の課程の履修または国際貢献活動のために休業することが可能となったことに伴いまして、制度の導入を図るため、必要事項を定める条例を制定するものであります。

議案第15号「職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例」であります。これは地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立支援のための短時間勤務が可能となったこと等に伴い、制度の導入等を図るための関係条例の改正を行うものであります。

最後に、大きな3のその他報告であります。まず1点目が、宮崎県事業仕分け委員会について、2点目が平成20年4月1日付の市町村への権限移譲についてであります。

以上の詳細につきましては、それぞれ担当課長・室長に説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、行政経営課長が病気のため、本日委員会を欠席しております。代理といたしまして、課長補佐の井手が出席をいたしておりますので、行政経営課に係るものにつきましては、課長補佐のほうから説明をさせます。あわせてよろしくお願い申し上げます。以上であります。

○岡村人事課長 人事課でございませぬ。お手元の委員会資料で御説明させていただきます。12ページをお開きください。

議案第12号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の改正理由についてであります。平成19年の人事委員会勧告等に基づき、職員の給与について改定するため、職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

次に、2の改正内容について、まず、(1)

の給料表についてであります。現行の各給料表を人事委員会勧告どおり改正するものであります。この改正は、おおむね30歳くらいまでの若年層職員に限定した引き上げでありまして、例えば大卒の行政職初任給は17万200円から17万2,200円に引き上げられることとなります。なお、改正後の給料表につきましては、お手元の提出議案書に載せておりますが、説明は省略させていただきます。

次に、(2)の扶養手当についてであります。子等に係る扶養手当を月額500円引き上げ、月額6,500円とするものであります。

次に、(3)の地域手当につきまして、東京都特別区の支給率を0.5%引き上げ、14.5%とするものであります。この地域手当の支給率につきましては、人事委員会規則において具体的に定めることとされておりますので、今回の条例改正に合わせて人事委員会規則の改正を行うこととしております。

次に、3の施行期日等についてですが、公布の日から施行し、平成19年4月1日にさかのぼって適用させることといたします。

最後に、4の年間所要額についてですが、一般会計ベースで約2億1,000万円程度となると考えております。

議案第12号については以上であります。

次に、議案第14号「職員の自己啓発等休業に関する条例」についてであります。14ページをお開きください。次のページでございます。

まず、1の制定理由であります。地方公務員法の一部改正により、職員が大学等の課程の履修または国際貢献活動のために休業することが可能となったことから、必要事項を定める条例を制定し、制度の導入を図るものであります。

2の概要であります。(1)にありますとおり、休業事由といたしましては、大学等課程の履修や国際貢献活動となっております。休業期間については、(2)にありますように、大学等課程の履修の場合は原則2年、国際貢献活動の場合は3年であります。(3)にありますように、任命権者は、職員が申請した場合に、公務の運営に支障がなく、かつ公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、これを承認することができることとなっております。期間の延長については、(2)にあります休業期間の範囲内で1回に限りできることとなっております。給与については、(5)にありますように、休業期間中は支給されません。

最後に、3の施行期日であります。平成20年4月1日であります。以上でございます。

次に、20ページをお開きください。

議案第15号「職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。まず、1の改正理由であります。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立支援のための短時間勤務が可能となったこと等から、関係条例を改正し、制度の導入等を図るものであります。

次に、2の改正内容であります。まず、(1)の育児短時間勤務について御説明いたします。①にありますとおり、対象職員は、法律により、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する常勤職員となっております。請求及び承認についてであります。②にありますように、任命権者は、職員が法律・条例に規定された短時間勤務の形態を請求したときは、原則承認することとなります。勤務形態については、法律・条例により、③にありますような週20時

間から週25時間の範囲内の形態から職員が選択・請求することとなります。給与につきましては、④にありますように、国家公務員の育児短時間勤務職員に準じることとされており、給料等は時間割で支給されることとなります。次に⑤であります。職員が育児短時間勤務をする場合に、当該育児短時間勤務の期間を限度として、後補充に非常勤の短時間勤務職員を任用することができることとなっております。

続きまして、(2)の育児休業者の復職時の調整についてであります。育児休業者が職務に復帰した場合に、育児休業期間のすべてを勤務したものとみなして、昇給に準じて号給を調整することができることとしたものであります。

次に、今回改正を要する条例は、3にありますように、職員の育児休業等に関する条例ほか3つの条例であります。

最後に、4の施行期日であります。平成20年4月1日であります。

なお、育児休業者の復職時の調整については、平成19年8月1日から適用することとしております。

私のほうからは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○和田財政課長 財政課でございます。引き続き、常任委員会資料の5ページをお願いいたします。今回お願いいたしております補正予算の一般会計歳入一覧でございます。なお、議案第1号分と第16号分とあわせて資料は作成させていただいております。真ん中の太線の中に、今回の補正額及び補正後の予算額等を掲げてございます。

まず、この表の一番上の自主財源であります。2億2,476万7,000円の補正となっております。その内訳といたしましては、分担金及び負

担金が620万1,000円の増額、財産収入が6,122万3,000円の増額、寄附金が80万円の増額、繰入金金が6,879万円の増額、諸収入が8,775万3,000円の増額となっております。

次に、中ほどにあります依存財源であります。9億4,255万7,000円の補正となっております。その内訳といたしましては、国庫支出金が5億8,175万7,000円の増額、県債が3億6,080万円の増額となっております。この結果、今回の補正の歳入財源につきましては、11億6,732万4,000円となっております。

次の6ページをお開きください。ただいま御説明いたしました歳入の科目ごとの内訳でございます。

まず、一番上の分担金及び負担金につきましては、620万1,000円の増額となっております。これは右側の説明の欄に記載しておりますとおり、負担金のうち土木費負担金の増額によるものでございます。

次に、国庫支出金につきましては、5億8,175万7,000円の増額となっております。内訳といたしましては、まず、国庫負担金が5億5,385万円で、農林水産業費、土木費及び災害復旧費国庫負担金の公共事業の増額によるものでございます。また、国庫補助金が2,790万7,000円でありましても、これにつきましては、土木費国庫補助金の公共事業の増等によるものでございます。

続きまして、次の財産収入であります。6,122万3,000円の増額となっております。これは財産運用収入で、県債管理基金等の利子の増額によるものでございます。

次の寄附金につきましては、総務費の寄附金が80万円の増額というふうになっております。

一番下の繰入金につきましては、6,879万円の

増額となっております。これは基金繰入金として、財政調整積立金の取り崩しが議案第1号関係で6,816万8,000円、議案第16号関係で62万2,000円というふうになっております。

右側にまいりまして、諸収入につきましては、8,775万3,000円の増額となっております。これはいずれも雑入で、議案第1号分が工事の請負業者の倒産に伴います工事前払い金相当額の補償金が7,837万5,000円、それから議案第16号分といたしまして、東九州自動車道の用地対策の移転義務者より徴収する行政代執行費の費用が937万8,000円となっております。

最後に、県債につきましては、3億6,080万円の増額となっております。これは農林水産業債、土木債、災害復旧債の公共事業に係るものでございます。

以上が歳入の状況であります。

続きまして、財政課関係の補正予算について御説明をさせていただきます。歳出予算説明資料のほうをお願いいたします。

3ページをお願いいたします。財政課の補正額につきましては、6,122万3,000円の増額をお願いいたしております。補正後の予算額につきましては、右から3番目の欄でありますけれども、903億2,881万7,000円となっております。

次に、5ページをお開きください。5ページの上から5行目、(目)財産管理費であります。補正額は6,122万3,000円で、補正後の予算額は14億8,369万6,000円となっております。これは財政課が所管する基金につきまして、運用利子の増が見込まれることから、(事項)財政調整積立金で605万円、県債管理基金積立金で5,010万3,000円、県有施設維持整備基金積立金で482万円、宮崎県21世紀づくり基金積立金で25万円を、それぞれ基金に利子の積み立てを

行うものでございます。

続きまして、議案ですけれども、当せん金付証券の発売に関する議案について御説明をいたします。議案書は45ページでありますけれども、説明につきましては常任委員会資料でさせていただきます。

常任委員会資料の11ページをお願いいたします。当せん金付証券の発売についてでございますけれども、これにつきましては、来年度、平成20年度に予定をいたしております全国自治宝くじ及び西日本宝くじの本県での発売金額を定めるに当たりまして、当せん金付証券法第4条第1項の規定に基づきまして、議会の議決に付すものでございます。これによりまして、平成20年度の本県における宝くじの発売額につきましては、106億6,000万以内とするものでございます。

続きまして、事業仕分けの概要についてでございます。同じく常任委員会資料の34ページをお願いいたします。

事業仕分けにつきましては、去る11月13日に最終の提言をいただきましたので、その概要とあわせて御報告をさせていただきます。

まず、1の事業仕分けの趣旨でございますけれども、社会経済情勢の変化等に伴います民間・行政等の役割分担の見直しの必要性、あるいは本県の厳しい財政状況等踏まえまして、新しい財政改革推進計画を推進していくための取り組みの一つといたしまして、県が実施している事業について、必要性やその実施主体のあり方について検証するため、外部の意見も取り入れた事業仕分けを実施したところでございます。

2に対象事業を掲げてございますけれども、基本的には公共事業等除きます全事業を対象といたしております。2段階で検討いたしております。

まして、まず、①の1次検討としましては、財政課と各部局で実施する事業の見直しの中で検討したところでございます。ここで対象とした事業につきましては、そこに書いてありますとおり、義務的経費や基礎的運営経費、裁量の余地が小さい事業など、県としての裁量の余地の小さいものを中心に1次検討を行ったところでございます。それから、②の2次検討として、外部の有識者で構成する宮崎県事業仕分け委員会において検討した事業が198事業ということになっております。具体的には、県単事業等の裁量の余地が大きな事業、あるいは多額の一般財源を要する事業のように、見直すべき課題の多い事業を中心に、198事業について2次検討を行ったところでございます。

それから、3の宮崎県事業仕分け委員会でありまして、仕分け委員会のメンバーにつきましては、大学の先生でありますとか、学識経験者、あるいは商工・福祉のそれぞれ各分野の関係者の方、それから県民の公募の方、そういった方々、合計24名で構成いたしております、そこにありますように、3つの班に分かれてそれぞれ議論をしていただいたというところでございます。

4番目の開催状況でありますけれども、全体会議を3回、それから、1回6時間程度の班別会議を延べ18回開催いたしまして、先月の11月13日に最終的に知事へ提言という形で報告いただいたという状況になっております。

5に、198件の仕分けの結果についてまとめております。欄の真ん中のほう、本来どうあるべきかというところにつきましては、国の法令でありますとか、民間の受け皿の推移の状況、市町村の規模、そういった現実的な状況を全く無視して、本来どうあるべきかというあるべき論

から分類していただきましたのが、本来どうあるべきかというところの分類でございます。右側の現実的な対応につきましては、そういった国の制度あるいは民間の受け皿整備の状況、そういったようなことをもろもろ含めて、現実的な対応としてはどうすべきかと、そういう2段階での仕分けを行っていただいたところでございます。

結果につきましては、その表にあるとおりでございますけれども、本来どうあるべきかについて見ますと、不要、民間、国、市町村、いわゆる県以外の実施主体が実施すべきというふうに仕分けされたものが、合計しますと、おおむね40%弱というふうになっております。また、本来どうあるべきか、現実的な対応、いずれにつきましても、おおむね70%近くが何らかの改善が必要というふうな提言をいただいたところでございます。

最後に、この提言の取り扱いについてでございますけれども、事業仕分け委員会の提言や検討を重ねていただいたさまざまな意見や評価等につきましては、県民フォーラムでありますとか、県民ブレイク座談会、あるいは県民の声などの意見と同様に、貴重な御意見として、今後の予算編成や県政運営の参考としたいというふうに考えているところでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

○押川消防保安室長 消防保安室でございます。よろしくお願いたします。

お手元の委員会資料の9ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第4号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてでございます。

1の改正理由でございますが、知事の権限に属する事務の一部について、住民への利便性の向上、事務処理の効率化等の観点から、取り扱いを希望する市町村に権限を移譲するため、関係規定の追加を行うものでございます。

2の移譲する市町村は、既に昨年度から7市町村に移譲しております火薬類取締法に基づく煙火の消費許可に関する8事務を、小林市、西米良村及び木城町に移譲するものでございます。また、今年度から4市に移譲しております液化石油ガス法第38条の3の規定によります液化石油ガス設備工事届の受理に関する6事務を、日南市及び串間市に移譲することとしております。

3の施行期日につきましては、平成20年4月1日から施行することとしております。

以上でございます。

○井手行政経営課長補佐 行政経営課でございます。委員会資料の35ページをお願いいたします。

ただいま消防保安室長から、総務部が所管する2つの法令に係る市町村への権限移譲について御説明がありましたが、行政経営課からは、議案第4号「事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」に基づく市町村への権限移譲の全体の概要について御説明差し上げたいと思います。

今回の条例改正で、平成20年4月1日付で移譲を予定している事務は、平成18年3月に策定いたしました権限移譲推進方針に掲げる移譲対象事務から、希望のあった市町村とこれまでに合意ができたものを移譲することとしております。移譲先市町村数は、35ページの1にありますように、28市町村でありまして、移譲事務数は32法令381事務となっております。このうち20

年4月に県から初めて移譲を行う新規のものに関しましては、括弧書きになりますけれども、20法令182事務となっております。

参考1のほうにありますけれども、これにより、県から移譲される事務の総数につきましては、平成20年4月時点で876事務となりまして、権限移譲推進方針に策定する前の平成17年4月と比べますと、480事務の増加となっております。

また、参考2のほうには、市町村別の権限移譲事務数をグラフにしてお示ししております。このグラフを見ていただきますと、特に宮崎市、都城市、延岡市、日南市、日向市において権限移譲の積極的な取り組みがなされており、実績が上がっているところであります。

20年4月1日付で市町村に移譲する事務の具体的な内容につきましては、あけていただきまして36ページ、37ページに表を掲載しております。表の見方といたしましては、部局順に並べておりまして、関係の法令、事務の概要、事務数、移譲先、備考という形で表をつくっております。簡単でございますけれども、このような形で一覧で整理をしております。

なお、今回初めて県から市町村へ移譲を行う事務につきましては、備考の欄のところは空白になっているものであります。例えば36ページでありますと、5番目、7番目、13番目から16番目、この辺の備考の欄が空白になっているものについては、今回初めて移譲を行うということになります。

今議会でこの議案に議決いただいた後、県といたしましては、平成20年4月までに市町村への事務引き継ぎ、また関係職員に対する研修等を実施いたしますので、市町村とともに、窓口の変更等ございますので、広報誌、ホームページ

等を通じまして県民にお知らせをすることにしております。円滑な移譲に向けて万全を期してまいりたいと思っております。

説明は以上であります。

○中野委員長 以上、執行部の説明が終了いたしました。まず、議案について質疑はありますか。

○鳥飼委員 14号、14ページですけど、小さなことです。職員の自己啓発休業に関する条例で、2年と3年ということになっております。これは例えば大学院とか保健婦とかいろいろあると思うんですけども、その範囲ですね、ある程度詳しく説明をお願いします。

○岡村人事課長 ここで言いますのは、短期大学は含まれません。4年制または6年制の大学また大学院まで含んで考えております。それがここで言う83条に規定する大学ということでございます。

○鳥飼委員 それと給与のところですけど、支給しないということですが、年金とか共済とかいろいろあると思うんですが、そこはどんなふうになるんでしょうか。掛金分ですね。

○柄本総務事務センター課長 自己啓発等休業制度に伴います年金の反映でございますけれども、これにつきましては、給料月額については休業前の本来の形のものを用いますけれども、期末勤勉手当等が支給されませんことから、その分につきましては年金額が減るという形になります。

○鳥飼委員 病院にかかるときとかいろいろありますね、共済、短期と長期。休業ということですから、その期間中に体を悪くするということもあるだろうと思うんです。当然掛金を、事業主負担金と本人負担とあるわけですけども、その取り扱いです。

○柄本総務事務センター課長 自己啓発等休業制度につきましては、減額する前、無給前の給料額を基礎として算出されますので、そのままの掛金が徴収されると。自己負担という形になります。

○中村委員 地方公務員法の一部改正によりと載っていますね。地方公務員法の一部改正によって条例改正ができるようになったのは、これは本当ですか。

○岡村人事課長 常任委員会資料で、議案第14号の今回の条例の案が出ておりますけれども、その中に書いてありますとおりでありますが、この条例といいますのは、地方公務員法26条の5第1項云々の規定に基づいて……。

○中村委員 何ページですか。

○岡村人事課長 15ページでございます。第1条に書いてございます。地方公務員法第26条の5第1項、第5項及び第6項の規定に基づいてできるようになったということでございます。

○中村委員 ところがもう10年ぐらい前に、既に都城市で条例改正をやったんですよ、地方公務員法に基づいてじゃなくて。そして海外青年協力隊に派遣しているんです。

○岡村人事課長 JICA（海外青年協力隊）への派遣は、実は県も既にやっております。これはあくまでも派遣でございまして、公務と関係のある者、例えばお医者さんとか看護婦さんが多いんですけども、今までも何例かございまして、給料を支払いながら公務として派遣しているというものは、従来からございます。今回提案させていただいているのは、例えば外国の大学で勉強したいという人の場合、従来は制度がなかったんですけども、無給で休業してそういうものに対応できるというような制度でございまして、この場合はJICAも対象に

入っています。JICAに行く場合、青年協力隊とかシニアボランティアとかありますけれども、この制度を活用すると無給になってしまいます。従来は、公務と関係の深いものについては派遣という形で、公務という形で出しているということでございます。

○中村委員 結局この条例にのっとると県からは給料が出ない。JICAなんかで行って現地調査に行くと、メイドを雇ってちゃんとやっているから、それは給料出ないはずよな。地方公務員法の一部改正によりと書いてあったから、これはその以前にもできたはずだがなと思ったもんですからね。

○中野委員長 その他の議案はよろしいですか。

○中村委員 東九州自動車道の用地対策に関する代執行の1,000万円、これについては、違反の植栽をしている者が本来は請求される。しかし、しない。1,000万出して植栽を取り除いたとして、この請求を引き続きされるわけでしょう、そのところに。取れる見込みというのはありますか。

○和田財政課長 取れる見込みにつきましてはわからないところでありますけれども、まずは義務者の方にこの分については請求いたしまして、仮に年度内に払わなければ当然収入未済額になりますので、未済額になった後も引き続き徴収をかけていきまして、ありとあらゆる手段をとって可能な限り徴収をしたいというふうに考えているところでございます。

○中村委員 これについては断固たる姿勢で範を示しておかないと、とことんやっておかないと、40数カ所でしょう、そのうちの2カ所でしたよね。あとの30数カ所が、断固たる姿勢をとらないと撤去しないということにもなってくる

だろうし、また、都城のほうで、志布志高規格道路、あそこでも植栽がされているという話を聞いていますから、波及効果が非常に大きいと思うんです。ですから、ぴしゃっとこの件については処置していただくようお願いをいたしたいと思います。

○黒木委員 今、収用委員会のほうでやっていることはわかっているんですが、相手の地主が土地と上物が違う。土地は売買できても、上物はほかの人が植えてそれがどんどん転売されているんですね、事実としては。だから、転売先が、この人を訴えたと、次に移っているんです。また訴えたと、また移るんです。これを解決するには、今言う歳入のほうに、県のほうに入る金が本当に難しいなと思うんです。最終的にどうなるんですか。もし入らないときはもうしようがないということなんですか。

○和田財政課長 仮に万が一入らない場合は、当然不納欠損という扱いになりますけれども、そうならないように徹底して取っていききたいというふうに考えていまして、今回の案件につきましては、34カ所のうち2カ所を対象にしているわけですが、その2カ所それぞれにつきまして、上物の所有権を主張されている方が3人いらっしゃるという非常に複雑な状況になっていまして、当然それぞれの方に対して徹底してとり得る手段をとって徴収していききたいというふうに考えているところでございます。

○黒木委員 主張している人はいないんです。結局はなくなるんです。支払い命令を出したら、おれのじゃないと言うんです。そうしますと、その人に請求するでしょう。私のじゃない、私はあの人に譲ったんだと。今言うようにその人にまた請求していく。ずっと時間がかかっていくんですよ。恐らくこれがずっと永遠

に続いていくんです。支払いたくないわけですから、相手は。いろんな手を使ってきますから、こっちがそれについていけるのかどうか。また金もかかっていくわけです。そこに裁判を起こしていく。いや、もう違うんだと。もう次に移っている。また裁判を起こす。ただ、代執行ですから、執行されますけど、執行はされるけど、県が立てかえてある分が本当に入ってくるかなという心配です。そこをしっかりとってもらいたい。土地なら物があるんですよ。上物は、請求されたら、いや、おれのじゃない、もう売ったと。次々売っていくんです。

○中村委員 土地の所有者が植栽することを認めたわけですね。金もうけしてやろうということでしょう。このことについては不法行為だわな。これについては、民法で言えば公序良俗違反じゃないの。そうなった分、不法行為で契約をして植えさせたわけだから、当然土地の所有者に対して、代執行でかかった金はさっ引きますよということとはできないんですか。

○中野委員長 ちょっと委員に諮りますけど、今の問題は土木部が直接所管している話なんです。予算を上げているだけですから、概略はいいと思いますけど。そこを含んで質問をお願いします。

○和田財政課長 直接所管していないので正確なお答えにならないかもしれませんが、今聞いている話としましては、既に収用裁決をしていますので、上物を主張されている方は所有権を放棄できない状況になってしまっていて、おれのものじゃないから請求しないでくれということとはできない。その時点で所有権を持っているとされた方に対しては、一応県としては請求ができるということになっていますので、それぞれの土地について3者ずついらっしゃいますの

で、その方に請求をしていくという形が基本だろうというふうに考えておきまして、今のところ、土地の所有者に対して不法行為等で請求するという考えについては、直接所管部からは聞いていないという状況でございます。

○中村委員 今、黒木委員が言ったように、Aさん、Bさん、Cさんと逃げたとして、もともとの根本は、土地の所有者がそこに植栽しているですよという契約をしたわけでしょう。これはあってはならない不法の契約で、公序良俗違反の契約ですね。これは無効ですよ。そうすると、土地の所有者がそういうことをしでかしたわけだから、この人に対して土地の一部を払わないよということとはできないのかということ。土地買収の一部を払わないと。

○和田財政課長 追って所管課のほうに確認をしてお答えさせていただきたいというふうに御理解いただきたいと思います。

○中野委員長 そういうことでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）余談ですけど、土地所有者がそういうのを知っていてさせたかさせなかったかというのがありますね。

議案についてはよろしいですか。それでは、その他報告事項について何かありますか。

○中村委員 仕分けについて、さっき総合政策本部のときにも言ったんですが、この仕分け委員会ができて、一番残念な思いをしたのは県議会なんですね。おれたちがこれはちゃんとしなきゃいかんかったと。こういう人たちから、新聞にもいろいろ報道されましたが、要らないとか要るとかいろいろありました。やはり我々怠慢じゃなかったかなというじくじたる思いもあるんですね。だから、来年度、平成20年度からは、特別委員会なりあるいは委員会なりで仕分け委員会みたいなものをつくって、皆さん方に

左右されないで徹底的に仕分けして、廃止するところは廃止していかないかん、こう思います。議会をさておいてという言い方はいかんかもしれないが、我々は出し抜かれてじくじたる思いをしているわけだから、今度はそうはいかんよと。平成20年、次からは公社も含めて徹底していかないかん。総務部にお返しをしてあげないと、いい意味でのお返しをしてあげないと、おれたち県議会議員というのは本当に何だったんだろうかと。今言われたように、おまえたちは仕分けもできないのかと。だから、おれたちもそういうばかなことを見逃したなど、今じくじたる思いで反省をしています。ですから、4月にまた特別委員会やらできるでしょうから、各委員会で徹底的にやるのか、あるいは特別委員会で公社のことも含めて徹底していかないかんなど、こういうふうに思っていますので、返事は要りませんから、御報告まで。

○中野委員長 ちょっとその前に。この仕分け委員会、そもそもこれは知事のマニフェストから来ている話か、この仕分け委員会なるものの最初の入り口のところを説明してもらえますか。

○和田財政課長 最初の入り口論といたしまして、昨年度策定いたしました新しい財政改革推進計画の中にこういった事業仕分け的なことをやるということを、たしか昨年11月議会の段階で御報告させていただいていると、そういう状況になっております。それとは別途、今の新しい東国原知事が御自身のマニフェストの中でも、いわゆる事業仕分け的な、事業の棚卸しをするということをマニフェストに盛り込まれまして、そういったこともあわせて、最終的には昨年度3月に策定いたしました財政改革推進計画の中に事業仕分け委員会をやるということ

盛り込んだという状況になっております。

○中野委員長 知事のマニフェスト、我々が持っているのはイラスト入りの4～5ページ、それともう一つ、知事に聞くと詳しいやつが別にあると、選挙期間中そんな話があった。課長が見ているマニフェストというのはどっちのほうですか。

○和田財政課長 今回の知事が最初に出されたイラスト入りのマニフェストの一番後ろの項目に予算関係のことを書いていまして、そこの中にも、事業の棚卸しをするということが盛り込まれていたように記憶をしています。

○鳥飼委員 事業仕分け委員会のことでお尋ねしたいと思います。1次検討、2次検討ということですが、1次検討でどうこうすべきということか、本来云々かんぬんというようなことが1次検討の段階であったのかどうか。1次検討をした部分で。そこをお尋ねします。

○和田財政課長 1次検討におきましても、下の5の仕分けの結果の区分にありますように、不要から県（現状）までのそこにあります区分で、それぞれの事業につきまして区分をしたというような状況になっております。

○鳥飼委員 2次検討は198事業ですね。ということは、1次も2次も198しか検討していないということでしょうか。

○和田財政課長 1次検討につきまして、公共事業を除きます県のほぼ全事業をやっております。おおむね県の財政課の予算の区分上で申しますと4,300事業を一応仕分けしたということになっております。

○鳥飼委員 ですから、この仕分け委員会では1次検討の分は入ってこないわけでしょう。2次検討の198事業が仕分け委員会の中で議論されたのかと私は思っていたんですけど、1次検討

は財政課と各部局で事務事業の見直しということで、1,000に近いものを行っているんですけども、それも仕分けということになってくるんですか。

○和田財政課長 財政課と各部局でやったものにつきましても、一応事業仕分けという整理をしております、そこで一たん4,300の全事業を仕分けをしまして、その中で特に大きなものについてさらに198事業に絞り込んで、2次検討という形で実施したという次第でございます。

○鳥飼委員 そうすると、この仕分けの結果の中には、4,300のうちの198だけピックアップしたから、1次でも2次でも検討しているよということになるんですね。4,300の中に198も入っていると。わかりました。

これでいきますと、仕分け委員会を、7月の31日に概要説明、そして班別会議ということでも6時間程度13回と書いてあるんですから、よっぽど詳しい検討がされているのかなと思ったら、よくよく見てみますと1件当たり25分、長いので35分ぐらいでしょうか、そんな感じかなと思っているんですけども、そんなふうな理解でよろしいでしょうか。

○和田財政課長 おおむね平均いたしますと、1事業当たり大体30分程度の時間を使って議論をしまして、長いものになりますと1時間程度議論したというものもございます。それから、できるだけ議論の時間を長くとりますために、事前に資料を送付して、資料をよく読んできていただいてから議論するという形にしておりまして、できるだけ執行部からの説明は短目にして、それについては事前に資料を読んでもらうと。そこはできるだけ議論の時間を長目にとってもらおうという形でさせていただきました。

○鳥飼委員 執行部の説明は4～5分程度と書いてあったようなんですけれども、非常に時間として短いなという感じがするんです。そういう30分程度の検討の中で、例えば私が本会議で質問しました若年就職支援センター事業、いわゆるジョブカフェですけども、本来国でやるべきだというふうなことが出されておりました。平成16年だったと思うんですけど、職業安定法が改正されて、職の確保についても地方自治体の職務ですと、地元にあった事業展開をしてくださいというふうに法律が変わっているんですけども、そういうことも含まれて、やはり国でやるべきだというふうに私は読んだんです。もしくはそういうことがわからないままに、聞いてみたら、やっぱり雇用確保は国でやるべきだということなのか。その法律自体がおかしいというふうに、彼らといたしますか、委員の人たちは言っているのか。どういう議論が展開をされたかなと私、疑問に思っているんです。もし御存じでしたら、お聞かせいただきたいと思えます。

○和田財政課長 今、個別に取り上げていただきましたものについては、直接承知しておりますけれども、基本的に、本来どうあるべきか論につきましても、国の法令改正という状況はあったとしても、そういうものは全く抜きにして、雇用対策なので国がやるべきではないか、あるいは県でやるべきではないか、そういう観点から見ていますので、本来どうあるべきか論の分類につきましても、国の法令とか国の制度改正は抜きにして、本来その事業のそもそものあるべき論としてどこがやるべきかという観点から議論されています。そういった観点から、場合によっては、雇用対策については国がやるべきというような御意見が出た可能性というの

はあるのかなというふうに思っております。

○鳥飼委員 個別に聞いても財政課長もわからないだろうと思いましたが、わからないにしても、法改正があったと。雇用の確保については、午前中もいろいろ報告がありましたけれども、特に低いところ、青森、秋田、高知、長崎、宮崎、鹿児島、沖縄というのが非常に低くて、特別な支援を国はやりますよということを行っているんです。ですから、地元にあった、地域にあった政策を立てて事業展開してくださいということで法律改正が行われているんです。しかしそのことを無視して、やはり雇用問題は国でやるべきだ。だから、どうあるべきか、国というふうに分類をされると、これとはんでもない過ちを犯すのではないかと私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

○和田財政課長 それぞれの事業仕分けに当たりまして、可能な限り、そういった背景的な事情も所管課において説明をした上で議論するようにはしておりますので、物によっては当然足りない部分もあるかと思えますけれども、基本的に、制度改正の概要でありますとかそういった周辺事情的なことも説明した上で、議論はできる限りするようにということでやってきたつもりでございます。

○鳥飼委員 後は要望でいいんですけれども、我々も岡山県に行ったりして、津山市が特別に自治体として職業安定事業を先進的にやっていると。そのことが反映をされて法改正につながっていった。宮崎県でもそういうことをやりましょう、やってくださいよということもありまして、また、ジョブカフェの議論もいろいろ提案があって、そしてこれが政策として実っただろうと思うんです。そういう議論を抜きにしてやられた仕分け委員会は、果たして意味があ

るのかどうかというような気さえもするわけです。我々議員の側は問題意識を持っているわけですが、提言の取り扱いについてはこういうふうなことも書いてありますし、本会議でも参考にするということですから、そういう中身のこもった議論をやっていただかないと、事業主管課というのはそれだけの積み重ねをしてそういう事業をやっているわけですから、ぜひそこをお願いしたいというのがありますし、私は本会議では時間がなくて言わなかったんですけれども、ジョブカフェで働く人たちというのは、若いけれどもキャリアを積んだ女性の方たちがやっておられるんです。そこに就職相談に来られて、じゃ、こういうことをやったらどうですかと色々なことをやる。ところが、やられる方が非常勤ということではあんまりじゃないですかと。何か知恵を働かせて常勤化したらどうですかと私が申し上げましたら、部長は、この事業がいつまで続くかわからないのでということで、仕分け委員会でこういうふうな議論があったのが背景にあったのかもしれませんが、時間がなくて突っ込むことができませんでしたが、そういう意味では、この仕分け委員会の議論というのが、私から言わせると生煮えではないかというような気がいたしますので、十分今後の予算編成に当たっては、その辺のこともしっかり押さえていただいて議論をしていただきたいということをお願いしておきたい。

○中野委員長 ほかにありませんか。

○川添委員 市町村への権限移譲について、宮崎市が平成20年の4月1日予定で381。それに対して都城市531。宮崎市が移譲事務がちよっと少ないような気がするんですが、特別に何か理由があるんですか。

○井手行政経営課長補佐 宮崎市の権限移譲の数が381ということで、都城市531のほうが多いんじゃないかということですが、宮崎市の場合には中核市になっておりますので、特例条例に基づく移譲のほかに、中核市としての法定移譲数として2,000事務以上が既に移譲済みで別にございます。そういう事情でございます。

○川添委員 既に中核市でいっているということですね。トータルで68法令の876事務ということで、中核市への移譲も含めると相当になるんですけど、平成20年4月を予定として事務の軽減のシミュレーションですね、例えば職員数に換算するとどれぐらい減ったとか、そういったものは特別出していらっしゃらないのでしょうか。

○井手行政経営課長補佐 移譲に伴う事務の軽減効果でございますが、御説明しましたように、市町村の希望に応じて移譲するというのでございまして、すべての市町村に丸々移譲しているわけではございません。県としても移譲後も事務が残る部分が多々あるという状況でございまして、個別に何人削減になったというようなことはなかなか申し上げられないのかなと思っております。そういう事情でございまして、特にどの程度の軽減効果があったというのは算定していないところでございます。

○鳥飼委員 関連してお尋ねしますが、37ページの19番に、医師免許の各種申請の受理に関する事務というのがあります。私どもが理解をするときに、医師免許の各種変更というのがあって、進達をする、受理をする、決定をして許可するか認可するというのが事務の中にはあるだろうと思うんです。見るときに、この事務については大体何割ぐらいとか。例えばこれで見ますと、医師免許の各種申請についてはこ

れで全部委任したんだなと読みがちですけど、こうして思えばいいですよということで説明していただけるとわかりやすいんですけど。

○井手行政経営課長補佐 医師免許に関しては、いわゆる経由事務ということで、申請の受理に関する部分だけになります。今のところ、保健所のほうが受け付け窓口になっておろうかと思えますけど、それを都城市のほうが受け付けをすると。そこで受け付けたものを県に上げて、県のほうで許認可を審査するという形になるかと思えます。基本的に、事務の概要のところ受理に関する事務と書いてあるものにつきましては、そういうような経由事務だというふうにお考えいただければ、おおむね整合性がとれているかと思えます。

○鳥飼委員 そうすると、ここに書いてあるけれども、全部行ったんじゃないですよ。例えば10あれば、10のうち2移したんですよと、そんな読み方をしていけないといけない、間違っておそれがあるということですね。

○井手行政経営課長補佐 そのとおりでございます。

○中野委員長 市町村への権限移譲ですね、町村を見ますと200とか230とかいろいろありますけど、今の段階で将来的に町村に権限移譲しようというのは、300とかそういう枠は決まっているんですか。

○井手行政経営課長補佐 35ページの参考1の中に書いてありますけど、平成18年権限移譲推進方針を策定しております。参考1の中の枠のグラフのところ、平成18年のところに点線で矢印が出ています。この移譲方針の中に、県から市町村へ移譲してもいいですよという事務がそれぞれ一覧表で掲げておりまして、それを見て、市町村さんのほうから、これを我が市町村

は譲り受けたいということで申し出があると。今現時点では2,023の事務がここに掲げてございます。そのうちから平成20年4月で876事務が移譲されているという状態になっています。以上です。

○中野委員長 大体1割ぐらいが今、権限移譲されているということですね。2,000幾らあって200とか来ているから。そうしますと、将来的に、市町村が、うちは要りませんとずっときた場合は、最終的にはどうするつもりですか。ある程度はメニュー方式で、市町村がとらないというのは県でやりますとか、そこ辺はどうなるんですか。

○井手行政経営課長補佐 68法令876事務ということで相当の数が移譲されたということになりますけれども、これはあくまで1市町村でも、例えば宮崎市、都城市、1市だけに移譲した場合も1事務として数えておまして、30市町村の延べ数ではございませんので、いまだ県が取り扱っている事務というのは2,023丸々残っている状況です。全市町村に移譲がすべて終われば、その事務が全部なくなるというわけではないんです。受理した後の処理等、もしくは市町村の事務が円滑に行われているかどうかの指導監督の事務そのものも残ります。ただ、大多数の市町村、30のうちに28とか29までいけば、あと残りの1つ、2つの市町村さんのほうにはお願いをして全市町村受けていただけるような形で移譲を進めていきたいと。結果、県と市町村の役割分担がきっきりすみ分けができるようにしてまいりたいと考えております。

○中野委員長 この仕分けの予算ですけど、この間の県議会で、800万ぐらいの予算がかかったという質問がありましたね。これの予算は財政課の予備費、事業としてはなくて別途何か、質

問の中で部長は答えたと思うんですけど、この事業仕分けの予算関係を。

○和田財政課長 仕分け委員会に要した費用といたしまして、一番多いのは報償費ですけども、これがおよそ300万円余。それから、旅費と食糧費が合わせまして16万9,000円程度ということになっておまして、この費用につきましては、基本的には財政課の一般管理費、いわゆる既定の経費の中から捻出をして使ったと。財政課にある通常の予算の中の経費を捻出してそれで実施したというような状況でございます。

○中野委員長 一般管理費というのは、財政課で年間どのぐらい持っているんですか。

○和田財政課長 確認させていただいてお答えしたいと思います。

○中野委員長 一般管理費というのは、予算をとるときは、最初から何に使いますという内容はないんですか。要は予備費的なものですか。

○和田財政課長 これは財政課に限ったことでありませんが、例えば会議があつて出張しなきゃいけないとか、年度初めの時点で何回あるかわからない状況がありますので、そういった旅費でありますとか需用費あるいは報償費的なものは、ある程度枠で取ってまして、その年度に突然会議を開かなきゃならなければそこから使ったりします。その時点で支出の名目が決められない経費というのは当然ございますので、そういったものとして各課それぞれ持っている経費の中から捻出をして行ったというような状況でございます。

○中野委員長 この間、議会で武井議員がして、トータル800万という話じゃなかったんですかね、この仕分けは。300万ですか。私の勘違いですね。わかりました。

ほかにございませんか。

○中村委員 先ほど総務部長がお答えになりましたが、あの予算の執行のやり方というのはおかしいなと思ったんだけど、おかしくないですか。おれはおかしいと思ったよ。武井議員が言うことがぼけているなと思ったんだけど。

○和田財政課長 年度途中で、いわゆる年度の予算を組む前の段階で、会議を開催する経費であったりということは、国であれ、地方公共団体であれ、発生します。そのときに各課で持っております共通経費的なものから捻出するというのは、通常の前執行権の範囲内で行われているような状況でございます。ちなみに事業仕分け委員会につきましては、それに加えて、仕分け委員会やりますよということにつきまして議会でも何度か御説明させていただいておりますので、そういった点で、一応執行権の範囲内かなというふうに考えているところでございます。

○中野委員長 報告事項についてはよろしいですか。それでは、その他について。

○黒木委員 行政経営課になるのかな、法務担当はそちらのほうですか。県で商標登録というのが何ぼかされていると思うんですが、商標関係はどなたが担当しているんですか。

○米良総務課長 各商標をそれぞれ各部局で扱っております、それのとりまとめは総務課のほうでやっております。内容についてはそれぞれの担当課に聞いていただかないとあれですけど、そういうことです。

○黒木委員 今取りまとめしているのはどれぐらいあるんですか。商標として県が管理している部分。

○米良総務課長 ちょっとお時間いただけますでしょうか。

○黒木委員 実は、今、知事が一生懸命売って

いるみやざき地頭鶏、この商標は県じゃないんですよ。私も発明協会に先週の金曜日に行きまして、ちょっとびっくりしたのは、県北のほうでも地鶏を始めたものですから、飼っている人たちが今からみやざき地頭鶏として売るわけですね。名前を出そうと。発明協会のほうで、これは先に商標は登録されていますよと。だれかと思ったら、個人名なんです。今、畜産課と話をしましたら、協議会のほうでしたけれども、協議会では個人しかできなかった。ですから、個人名でされているわけです。県で開発した地頭鶏ですね、これが個人名でされる。ということは、ちょっと怖いことが起こると思うのは、これは相続ができるんですよ。今持っている方は前の協議会の会長だそうです。今、協議会の会長はかわって別な人になっている。それが移っていくというのじゃなくて、個人名でしているから、個人がずっと持っているわけです。そうしますと、その人が亡くなれば子供が相続するんです。ということは、今から地頭鶏というものを使うのにこの人の許可が要するようになるんです。これは早く県に移させておくと大変なことになるなど。今、担当課に行きましたら、そういうことが余りわかっていないで、それは大変だと、今になって、これは早く県のほうに何とかしたいというふうに言っていますから、ぜひ法務担当の方と、そういう連携でやらないかんことですから、県が管理しなきゃ使えなくなるんですよ。大変なことになる。個人になっていると、それぞれ県内に今、地頭鶏を飼う人が広がっていますから、今から使うのに使えなくなるので、早くそこ辺は担当の方と畜産課と話していただきたいというふうに思います。

○米良総務課長 県で商標として管理できる財

産かどうか、私もまだ判断できませんので、担当課のほうと協議してまいりたいと思います。

○中野委員長 今のことは、総務課としては、各部から上がったのをただ一覧表で取りまとめるという話だろうと思うんです。その場合、今の問題は、地頭鶏というのは宮崎県で開発して、個人でなってきたのが上がってきたわけです。総務課としてはただ丸写しだけでいいか、今後そういうところも、ちょっとおかしいなと思えばチェックするかという話だろうと思うんです。

○和田財政課長 先ほど委員長から御指摘のありました財政課の共通管理的な経費でございますけれども、約8,000万円になっております。財政課は特殊な事情がありまして、ほかの課で不足した場合にここから分任するという性質もありますので、若干ほかの課より多くなっておりますけれども、そういったものを含めまして今8,000万円程度という状況になっております。

○中野委員長 その他ありませんか。

なければ、請願の審査に移ります。請願第4号について執行部からの説明はありますか。

○井手行政経営課長補佐 執行部からの説明としましては、特にございませぬ。

○中野委員長 ないということであります。

その他何か質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 それでは、以上をもちまして総務部を終了いたします。執行部の皆さんには大変御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時16分休憩

午後2時20分再開

○中野委員長 それでは、委員会を再開いたし

ます。

まず、採決についてであります。委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、あす2時から行いたいと思いますけど、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 何もないようでしたら、以上で本日の委員会を終了いたします。委員の皆様には大変お疲れさまでした。

午後2時21分散会

平成19年12月18日（火曜日）

午後2時2分再開

出席委員（9人）

委員	長	中野	廣明
副委員	長	松村	悟郎
委員		中村	幸一
委員		星原	透
委員		黒木	覚市
委員		外山	衛
委員		鳥飼	謙二
委員		河野	哲也
委員		川添	博

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

総務課主幹	黒田	渉
議事課主任主事	今村	左千夫

○中野委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。議案につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、それとも一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 それでは、一括として採決いたします。

議案第1号、第4号、第9号、第12号、第14号から第16号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 御異議なしと認めます。議案第1号、第4号、第9号、第12号、第14号から第16号については、原案のとおり可決すべきも

のと決定いたしました。

次に、請願の取り扱いについてであります。請願第4号についてであります。この請願の取り扱いについてはいかがいたしましょうか。

〔「採決」「継続」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 それでは、2案出ましたので、まず、請願第4号につきまして、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中野委員長 挙手多数、よって、請願第4号につきましては、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。「総合政策及び行財政対策に関する調査」については、継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 御異議ありませんので、その旨議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子案についてであります。委員長報告の項目として特に御要望はありませんでしょうか。特に入れたい旨のものがあつたら。

○中村委員 ことし、じくじたる思いをいたしましたので、来年は仕分け特別委員会をつくって、徹底的に行財政改革をやるぞと入れてください。

○中野委員長 暫時休憩いたします。

午後2時5分休憩

午後2時9分再開

○中野委員長 それでは、委員会を再開いたします。

今、休憩中に出ましたけど、骨子案に入れる要件については、他に意見はございませんか。

○松村副委員長 その他でいいですか。土木事務所の存続に関する請願は、今、継続ということになりましたけど、その中で、特に執行部から請願に対して何の説明というか、意見を求めたときに何もないということなんですね。ところが、自分たちで提案しておきながら、地方の市長さんや町長さんやたくさんの自治体から要望が何度もありながら、さらに今度はその地域の住民の皆さん7万5,000人から請願がありながら、その請願に対して何も意見がないという説明があったことに対して、もっと真摯な態度で委員会に臨んでほしいと。請願が継続になったことは、これは状況的に見て、まだほかの地域とか、出先機関のほかの問題にも影響しますので、継続になったことはいい方向での継続だと感じますので、そういうことの旨をぜひ骨子案のほうにも入れてほしいなと思います。

○中野委員長 骨子案については、今大体出ましたけど、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくということで御異議ありませんね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 それでは、そのようにいたします。

暫時休憩いたします。

午後2時11分休憩

午後2時16分再開

○中野委員長 それでは、委員会を再開いたします。

ただいまの御意見を踏まえてお諮りいたします。1月23日の閉会中の委員会につきましては、新年度予算案についての内容で委員会を開

催することで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 それでは、そのようにいたします。

その他何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。委員の皆様には大変お疲れさまでした。

午後2時17分閉会